

# 第2期 野木町 子ども・子育て支援事業計画

子どもは、家庭の喜び、まちの未来

【令和2年度～令和6年度】



令和2年3月

野木町



## はじめに

近年、少子高齢化の進行や経済情勢等の変動により、家庭や地域社会における子育ての環境は大きく変化してまいりました。出生数が減少傾向にある中、子育て世代の女性の就業率は年々上昇を続けております。従いまして児童保育へのニーズは年々高まっているのが現状です。

本町ではこれらの状況に鑑み、様々な子育て支援事業を進めております。平成27年度に子ども・子育て支援新制度に伴う幼稚園の認定こども園への移行があり、保育認定定員が66人増となりました。さらに、平成28年度に保育園の移設に合わせて50人の定員増を図りました。

そのほか、延長保育や病児・病後児保育の需要にも対応しております。放課後児童健全育成事業では、学童保育室を町内各学区に設置する等、子育て家庭への更なる支援を図ってまいりました。

また、平成31年4月には総合サポートセンター「ひまわり館」を開設し、子育てに関するものみならず、健康や福祉など生活全般の総合的な相談に対応しております。

「野木町子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年度に策定し、令和元年度は、本計画が最終年度となることから、後継計画となる「第2期野木町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後も「子どもは、家庭の喜び、まちの未来」を基本理念として、本事業計画を基に子育て支援プロジェクトを総合的に進めてまいります。

本事業計画の策定にあたり、「野木町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、町民の皆様にご協力をいただきました。また、「野木町子ども・子育て会議」におきましては、あらゆる様々な視点から多くの貴重なご意見をいただきました。

あらためまして、ご尽力いただきました「野木町子ども・子育て会議」の委員の皆様と町民の皆様に、心から感謝申し上げます。



令和2年3月

野木町長 真瀬 宏子



# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
  - (1) 子どもの育ちと子育てをめぐる現状 ..... 1
  - (2) 計画策定の経緯および根拠 ..... 1
- 2 計画の期間と策定体制 ..... 3
  - (1) 計画の期間 ..... 3
  - (2) 計画の策定体制 ..... 3
- 3 計画の位置づけ ..... 4

## 第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

- 1 統計からみた本町の現状 ..... 5
  - (1) 人口の推移 ..... 5
  - (2) 出生の動向 ..... 6
  - (3) 婚姻の動向 ..... 7
  - (4) 女性の就業状況 ..... 8
  - (5) 人口推計 ..... 9
  - (6) 児童虐待の状況 ..... 10
- 2 子育て支援サービスなどの状況 ..... 12
  - (1) 保育施設の状況 ..... 12
  - (2) 子育て支援サービスの状況 ..... 12
  - (3) 幼稚園の状況 ..... 13
  - (4) 小学校・中学校の状況 ..... 14
  - (5) 児童虐待などへの対応状況 ..... 14
- 3 ニーズ調査結果からわかる現状 ..... 15
  - (1) 調査概要 ..... 15
  - (2) 結果概要 ..... 16

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 ..... 23
- 2 計画の基本目標 ..... 24
- 3 教育・保育提供区域の設定 ..... 25
- 4 計画の体系 ..... 26

## 第4章 子ども・子育て支援事業

- 基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実 ..... 27
  - 基本施策1-1 教育・保育施設の充実 ..... 27
  - 基本施策1-2 地域子ども・子育て支援事業の推進 ..... 29
  - 基本施策1-3 子育てに関する相談、情報提供の充実 ..... 34
- 基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援 ..... 35
  - 基本施策2-1 児童虐待防止対策の充実 ..... 35

基本施策2-2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	35
基本施策2-3 障がい児施策の充実.....	36
基本目標3 妊娠期からの切れ目のない支援の推進.....	39
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の支援.....	43
基本目標5 子育てしやすい環境の整備.....	44
第5章 計画の推進体制と進捗管理	
1 計画の推進体制.....	46
2 計画の進捗管理.....	46
資料編	
1 野木町子ども・子育て会議条例.....	48
2 野木町子ども・子育て会議委員名簿.....	49
3 野木町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯.....	51

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 子どもの育ちと子育てをめぐる現状

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。よって、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。しかし家庭や地域社会における子育ての環境は、少子高齢化の進展や経済情勢等の変動により大きく変化しています。本町においても家庭や労働に対する価値観の多様化により、かつてあった家族や地域のつながりが希薄化しています。子育てをする保護者にとっては、心身や経済的な負担は増加し、育児不安やストレスからくる産後うつ、児童虐待などさまざまな問題が発生しています。

共働き家庭は依然として増加を続けていますが、仕事と子育ての両立は、いまだ社会に十分に浸透しているとは言えない状況にあり、特に育児休暇を終えた女性が安心して復職できる社会環境を実現するためには、様々な取り組むべき課題があります。

また、日本における子どもの貧困率は先進諸国と比較しても深刻な状況にあり、平成27年の「国民生活基礎調査」では、7人に1人の子どもが国全体で平均的な所得の半分（貧困線）未満で生活しており、本町においても子どもの貧困対策は喫緊の課題となっております。本町に生まれた子どもたちが、生まれ育った環境で将来を左右されることのないよう、環境整備と教育の機会均等に一層取り組んでいく必要があります。

### (2) 計画策定の経緯および根拠

本町では、国の「次世代育成支援対策推進法」の成立（平成15年）、「子ども・子育てビジョン」の閣議決定（平成22年）、子ども・子育て新システム検討会議の設置を受け、「野木町次世代育成支援対策行動計画」を平成22年に策定しました。更に平成27年度には「子ども・子育て関連3法」の成立を受け「野木町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進め、子育て世代の支援を実施してきました。その成果の一つとして、女性の就業率の向上などが見られます。

令和元年度は、本計画が最終年度となることから、社会状況や町民の意識等の変化を反映した後継計画となる「第2期野木町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より一層、子育て支援の充実を図り、これからの社会をつくり未来を担う子どもたちが地域全体で大切に育てられ、健やかに成長できる町を目指します。

#### 「参考」子ども・子育て関連3法

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

## 子ども・子育て支援法(抜粋)

### 第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

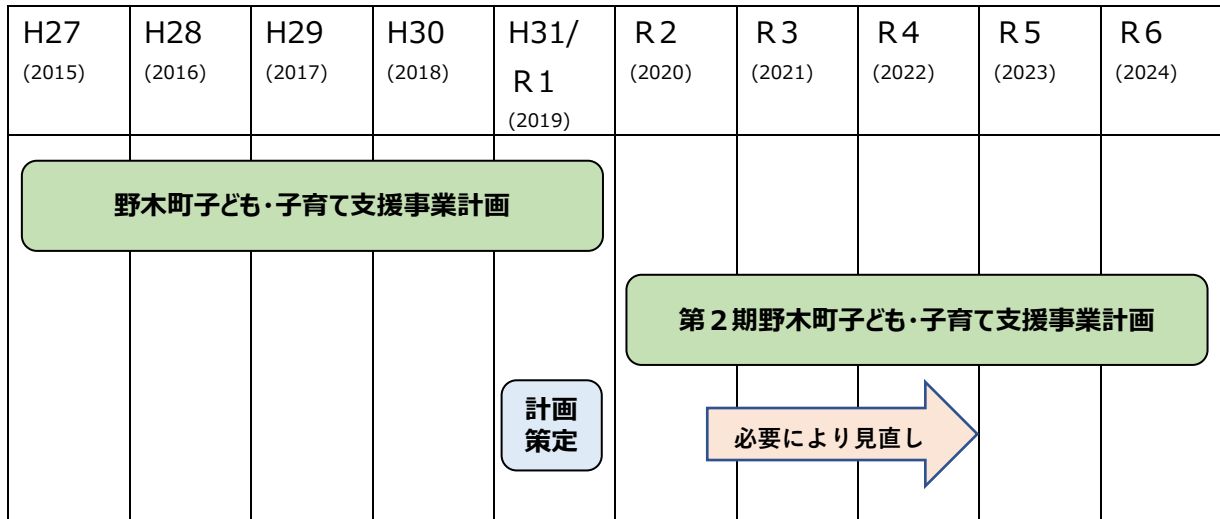
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項



## 2 計画の期間と策定体制

### (1) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行うものとします。



### (2) 計画の策定体制

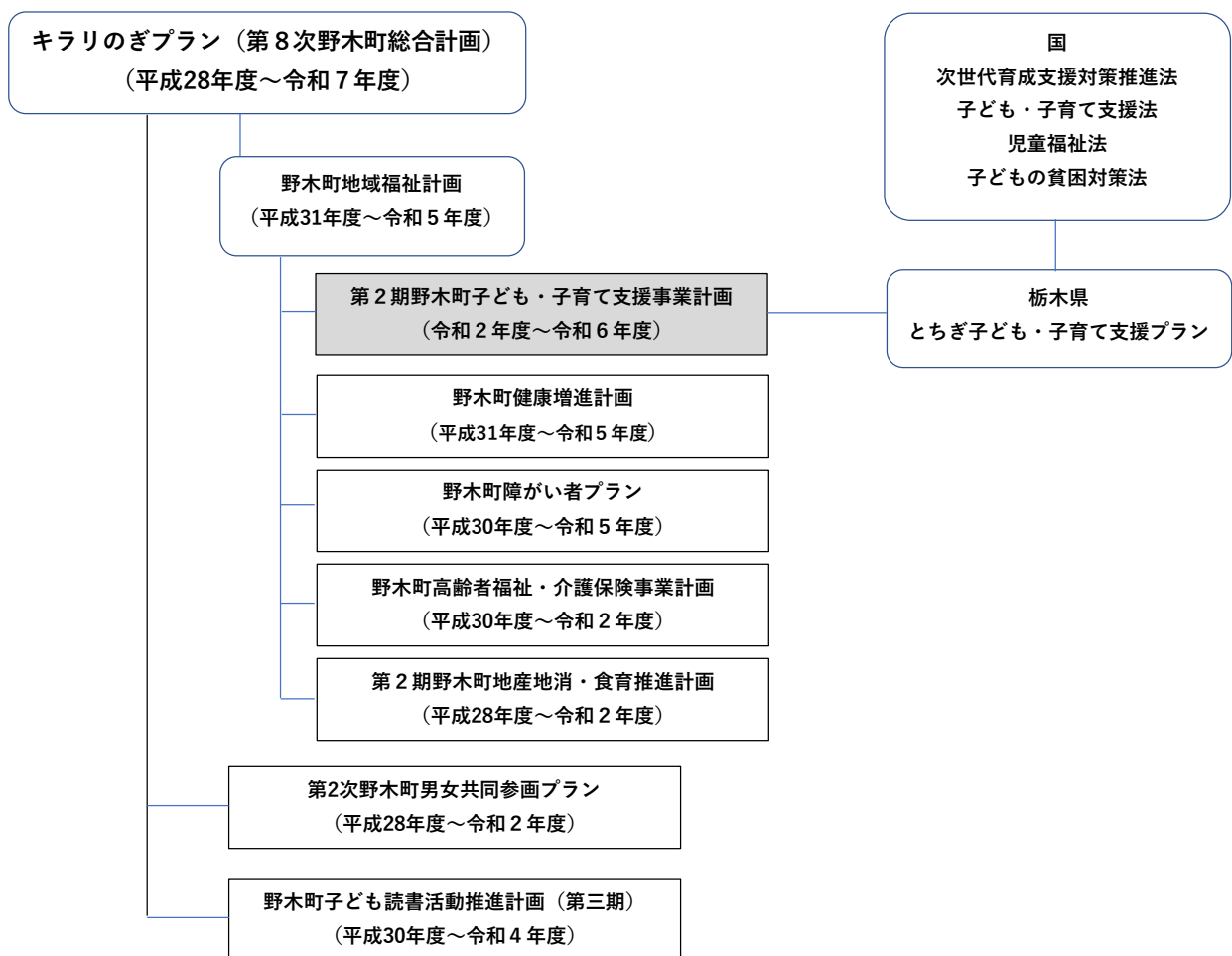
本計画の策定にあたっては、「野木町子ども・子育て会議」において、学識経験者や教育・保育の関係者、保護者、行政関係者等からの意見を踏まえて検討を行いました。

また、未就学児童の保護者 987 人、小学生の保護者 563 人及び妊娠中の女性 50 人を対象に実施した「野木町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」やパブリックコメントの実施等を通じ、広く町民の意見を反映し策定しました。

### 3 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定めるとともに、「子ども・子育て支援法」(第 61 条) (\*前掲)に基づき、町の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

本計画は、町のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。また、本町のまちづくりの最上位計画である「野木町総合計画」に基づく部門別計画として、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和を保ち、第 1 期計画での施策や事業の評価を反映し、課題解決に向けた計画を策定するものとしています。



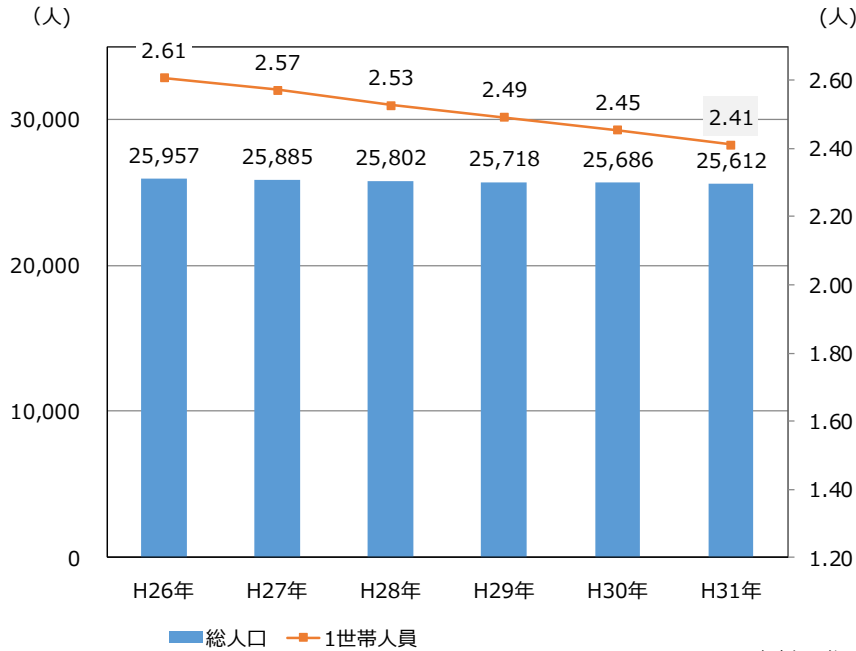
# 第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

## 1 統計からみた本町の現状

### (1) 人口の推移

#### ①総人口の推移

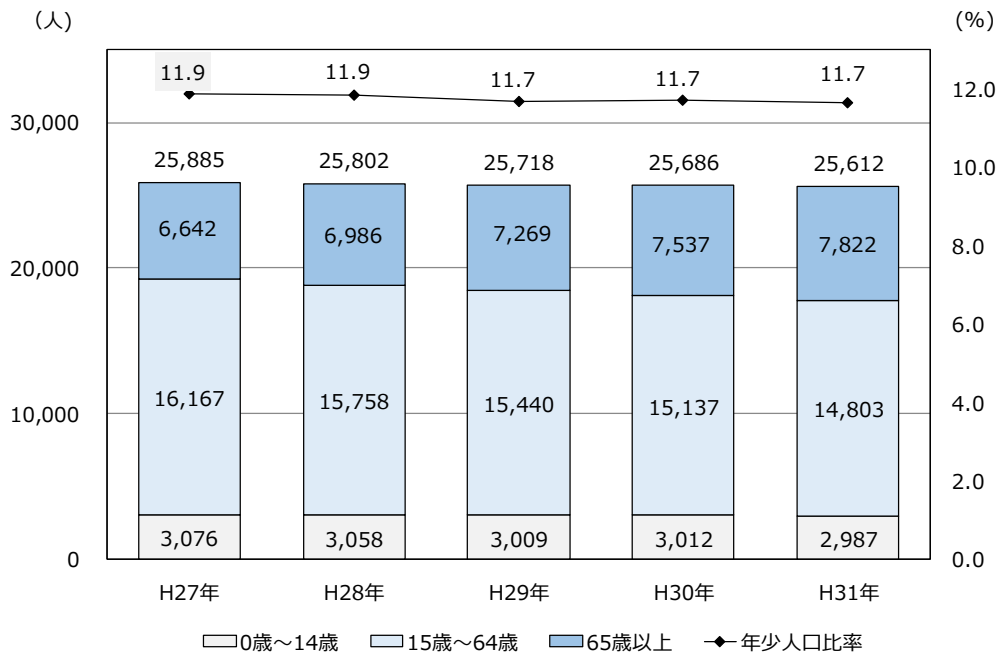
本町の人口は平成26年から平成31年を比較すると、総人口は345人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

#### ②年齢3区分別人口構成の推移

0～14歳までの年少人口、15歳～64歳までの生産年齢人口ともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

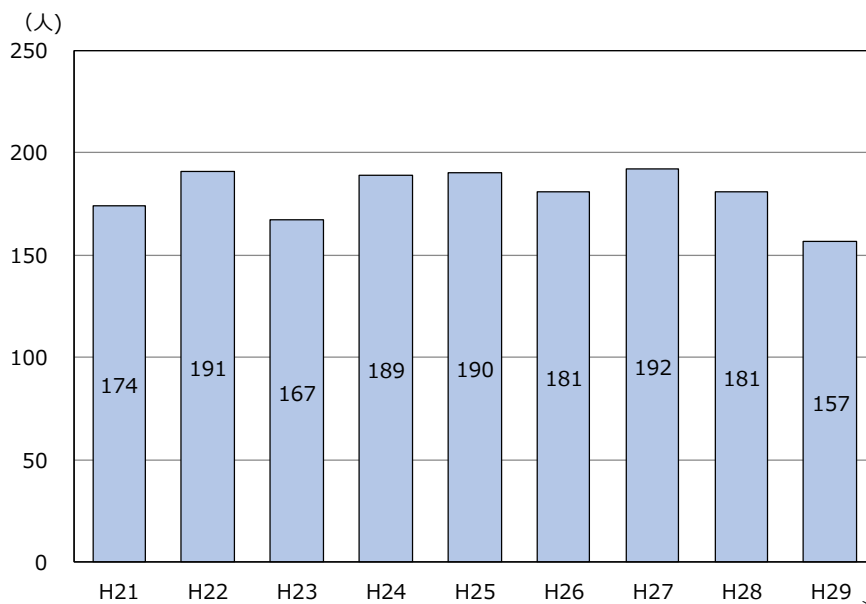


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 出生の動向

### ①出生数

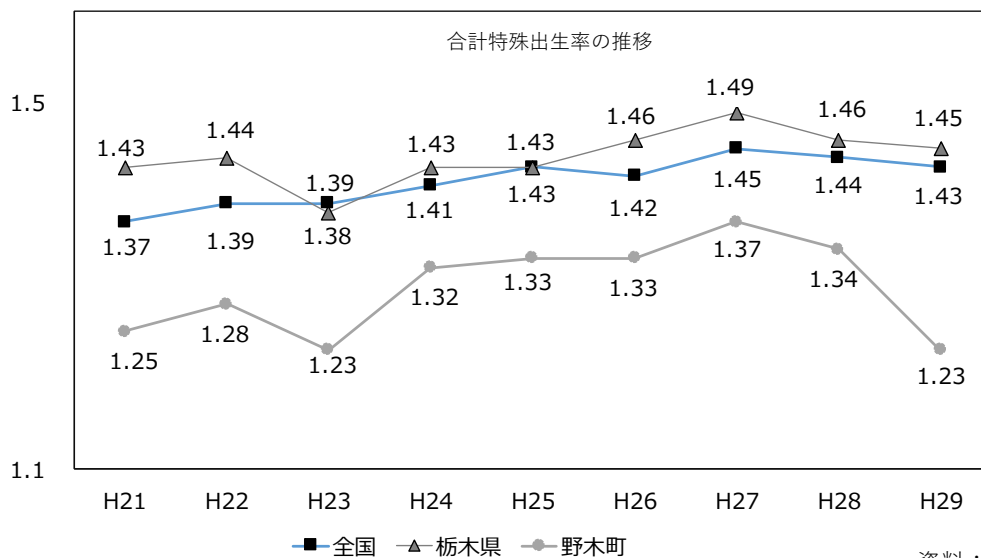
本町の出生数は、減少傾向にあり平成 27 年から平成 29 年までの推移をみると、35 人減少しています。



資料：栃木県保健統計年報

### ②合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率※の推移をみると、平成 27 年をピークに減少傾向で推移しており、栃木県・全国と比較しても下回っています。



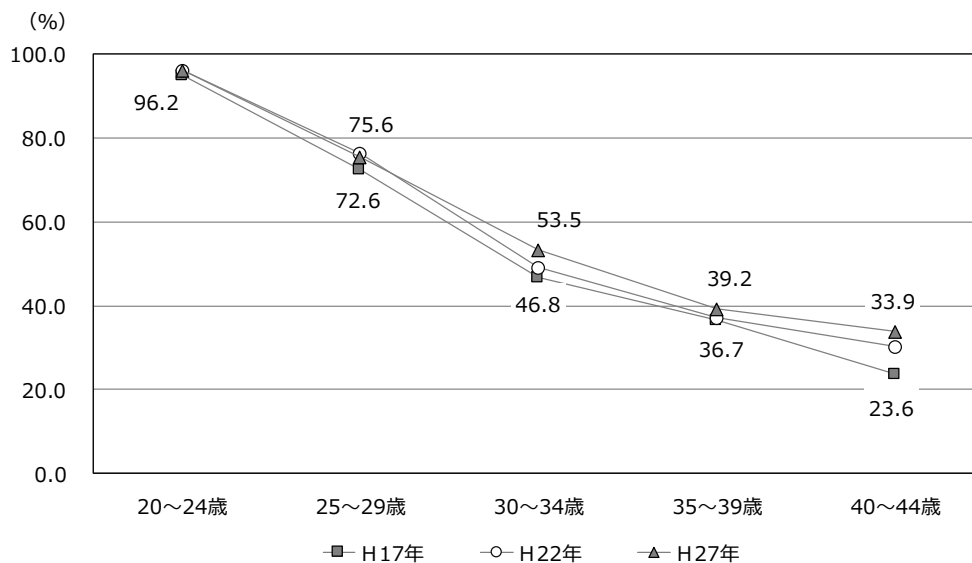
資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のこと。ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表します。

### (3) 婚姻の動向

#### ①未婚率（男性）

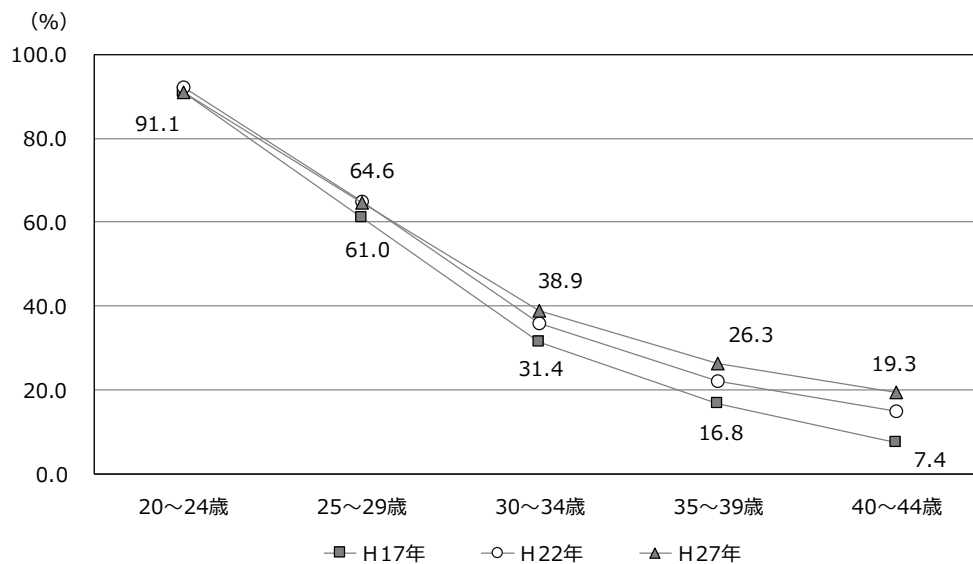
年々増加しており 30～34 歳で 6.7 ポイント、40～44 歳では 10.3 ポイントの上昇がみられます。



資料：国勢調査（H27年）

#### ②未婚率（女性）

男性同様、年々増加しており 30～34 歳で 7.5 ポイント、40～44 歳では 11.9 ポイントの上昇がみられます。

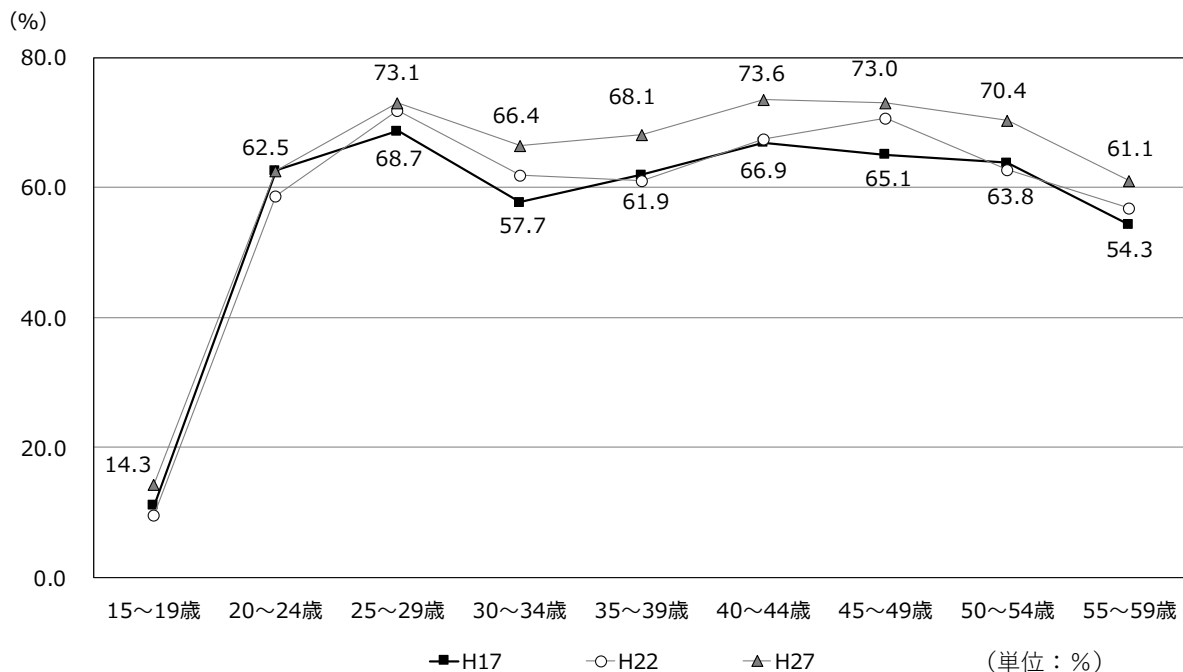


資料：国勢調査（H27年）

#### (4) 女性の就業状況

女性の年代別労働力率<sup>※</sup>をみると、25～29歳代でピークがあり、出産・育児期に低下し、40歳代で再び上昇することで描かれるM字カーブは緩和されてきていることがみられます。

また、就業率を平成27年と平成17年で比較すると、25～29歳では4.4ポイント、30歳～34歳では8.7ポイント、35歳～39歳では6.2ポイントそれぞれ増加しています。

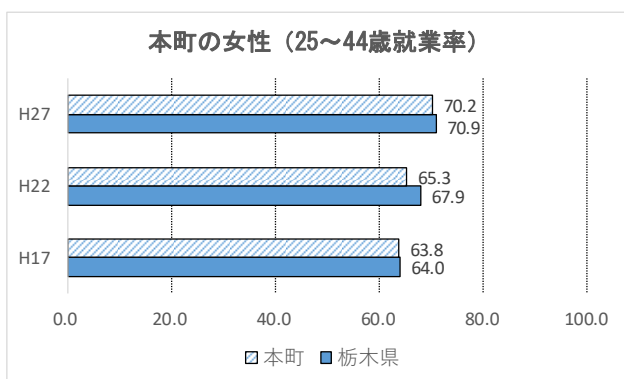


資料：国勢調査（H27年）

※労働力率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率のこと。

$$\text{労働力人口} = (\text{労働人口総数} - \text{完全失業者}) / \text{人口総数}$$

子育て世代の女性（25～44歳）の就業率をみると、全国的には平成27年時点で65.9%であり、以降も上昇を続け令和4年には80%の水準になると見込まれています。国の「子育て安心プラン」（平成29年6月）及び「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年4月）では、それに対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに前倒しで実施する方針を示しています。なお、本町においても子育て世代の女性の就業率は年々上昇を続けています。

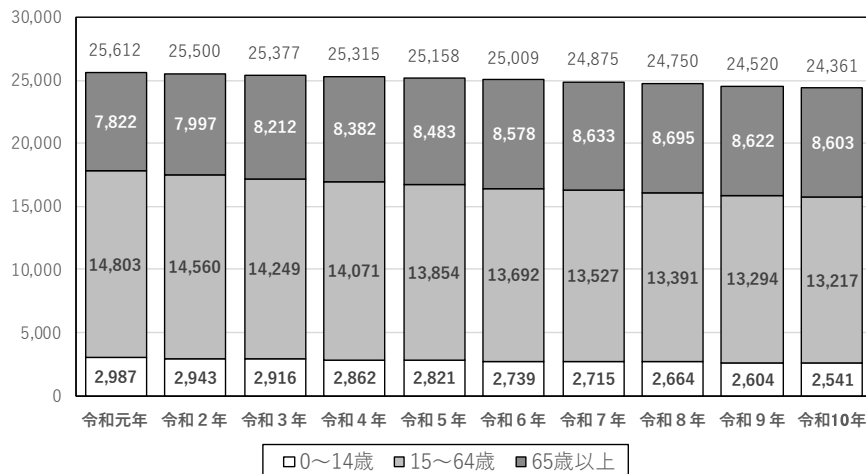


## (5) 人口推計

住民基本台帳より、平成27年から平成31年の人口の推移を基に推計しました。

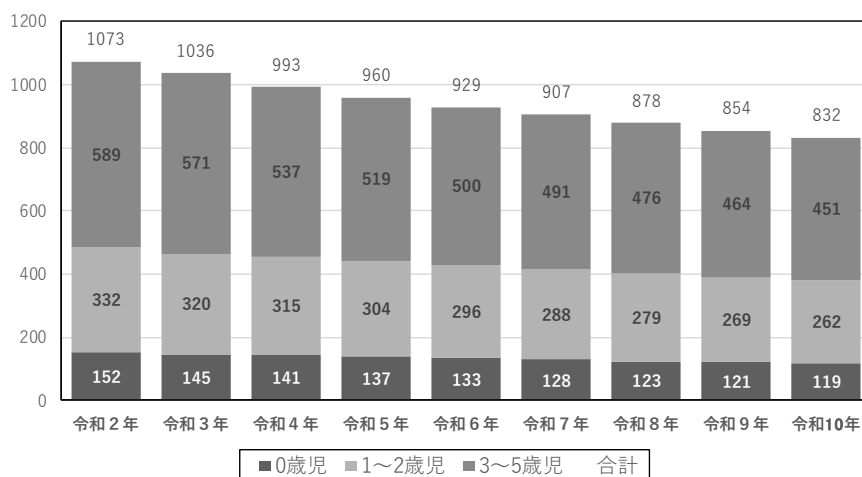
### ①総人口

人口推計（総人口）



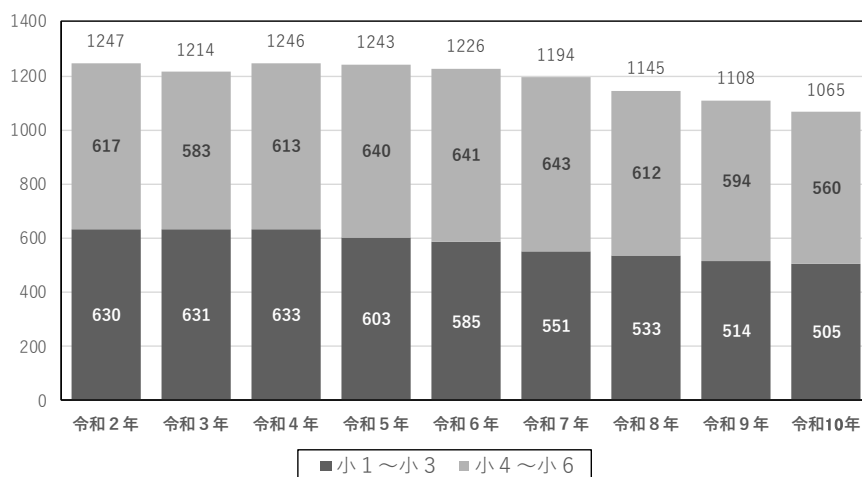
### ②未就学児（0歳、1～2歳、3～5歳）

人口推計（未就学児童）



### ③小学生（1～3年生、4～6年生）

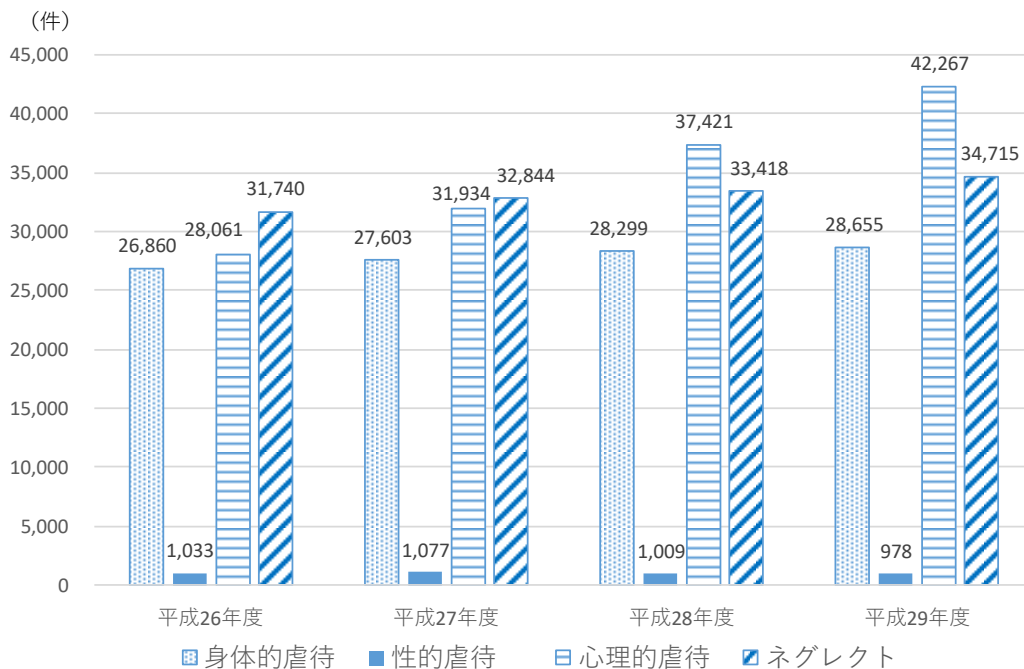
人口推計（就学児童）



資料：住民基本台帳より算出

## (6) 児童虐待の状況

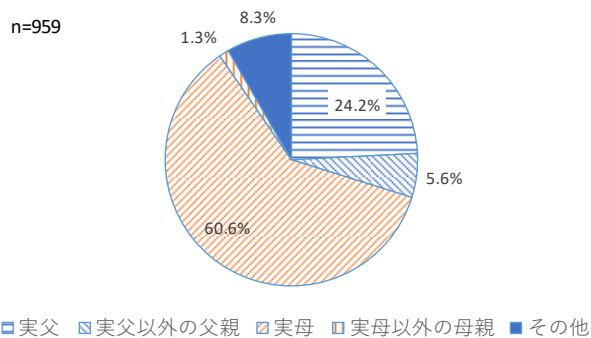
### ①児童虐待件数の推移（全国）



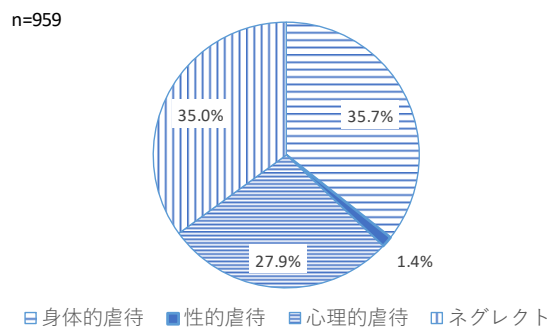
資料：厚生労働省：福祉行政報告例

### ②栃木県の平成29年度状況

栃木県 平成29年度 主な虐待者



栃木県 平成29年度 主な虐待



### ③児童相談所-児童虐待相談受付状況（県南児童相談所：野木町）

平成28年度	15件
平成29年度	18件

#### 虐待種別相談対応状況（県南児童相談所：野木町）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
平成28年度	4件	2件	2件	7件
平成29年度	1件	-	4件	9件

資料：栃木県児童相談所「事業概要」（平成29年度、平成30年度）

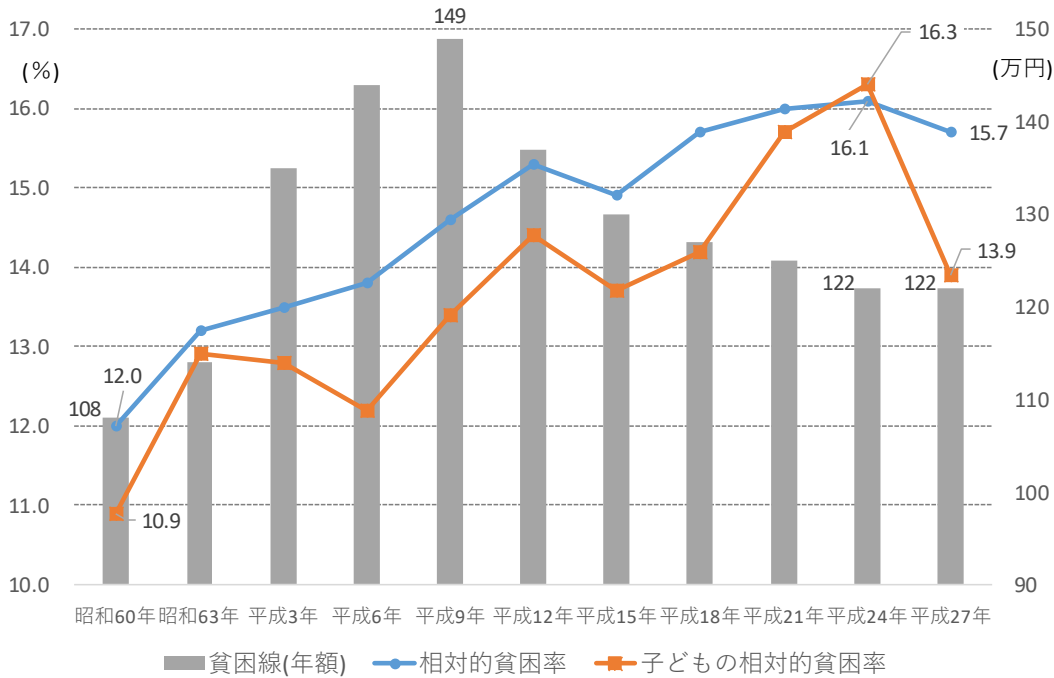


【参考】子どもの貧困の状況

①子どもの貧困率の推移（全国）

平成 28 年国民生活基礎調査の概要によると、日本の子どもの相対的貧困率は 13.9%、日本の子どもの約 7 人に 1 人（約 280 万人）が貧困状態にあることを示しています。

子どもの相対的貧困率とは子ども（17 歳以下）の全体人数に対する貧困線未満の人数の比率です。

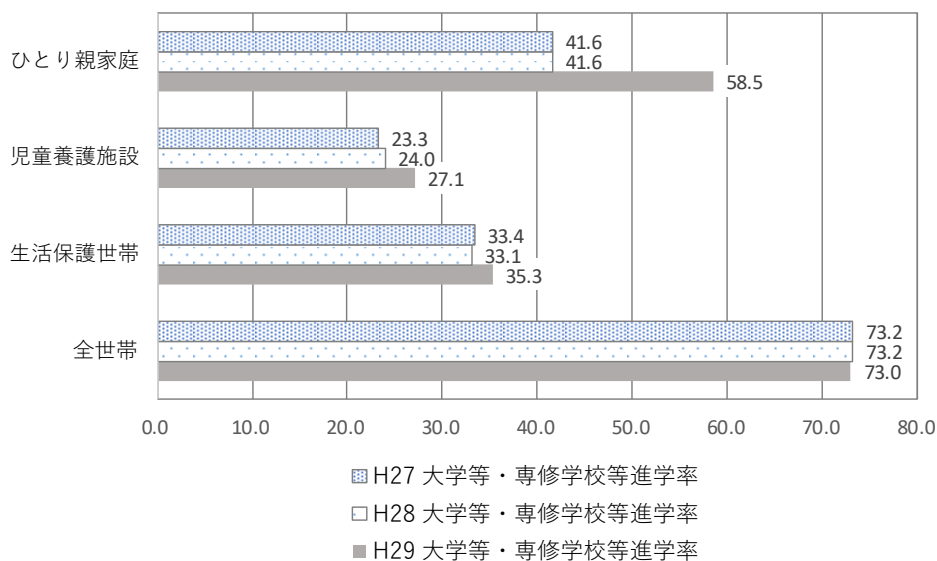


資料：平成 28 年国民生活基礎調査

※相対的貧困率：国民一人一人の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除した数値）を計算し、中央値の半分に満たない人の比率

②各世帯等の子どもの進学率（全国）

大学等進学率の推移



資料：子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況（内閣府）

## 2 子育て支援サービスなどの状況

### (1) 保育施設の状況

#### ①保育所（園）

(各年度4月1日現在)

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
私立保育園	施設数（カ所）	2	2	2	2	2
	定員数（人）	330	380	380	380	380
	入所児童数（人）	274	297	310	318	322
	充足率（%）	83.0	78.2	81.6	83.7	84.7

#### ②保育所待機児童

(各年度4月1日現在)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
0歳児（人）	0	0	0	0	0
1・2歳児（人）	4	0	0	0	0
3～5歳児（人）	0	0	0	0	0
合計	4	0	0	0	0

#### ③認定こども園（保育認定）

(各年度4月1日現在)

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
私立 認定こども園 (保育認定)	施設数（カ所）	1	1	1	1	1
	定員数（人）	66	66	66	66	66
	入所児童数（人）	40	53	59	62	65
	充足率（%）	60.6	80.3	89.4	93.9	98.5

### (2) 子育て支援サービスの状況

#### ①一時預かり事業

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 見込
実施施設数（カ所）	2	3	3	3	3
延べ利用人数（人）	464	375	463	965	900

#### ②病児・病後児保育事業

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 見込
実施施設数（カ所）	2	2	2	2	2
延べ利用回数（回）	703	972	720	856	850

③学童保育（放課後児童クラブ）

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度 見込
実施施設数（カ所）	9	9	11	12	13
延べ利用人数（人）	321	357	382	414	450

④地域子育て支援拠点事業

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度 見込
実施施設数（カ所）	2	2	2	2	2
延べ利用人数（人）	3,909	7,036	5,307	4,494	4,494

⑤ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する会員（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する会員（まかせて会員）、両方を兼ねる会員（どっちも会員）

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度 見込
おねがい会員（人）	35	32	32	33	33
まかせて会員（人）	6	4	4	3	3
どっちも会員（人）	2	3	3	4	4
延べ利用人数（人）	46	52	45	0	5

⑥延長保育事業

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度 見込
実施施設数（カ所）	2	2	2	2	2
延べ利用人数（人）	1,179	1,206	1,195	1,165	1,200

(3) 幼稚園の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
私立幼稚園	施設数（カ所）	1	1	1	1	1
	定員数（人）	280	280	280	280	280
	入所児童数（人）	190	191	207	209	194
	充足率（％）	67.9	68.2	73.9	74.6	69.3
私立 認定こども園 (教育認定)	施設数（カ所）	1	1	1	1	1
	定員数（人）	94	94	94	94	94
	入所児童数（人）	91	82	83	79	79
	充足率（％）	96.8	87.2	88.3	84.0	84.0

#### (4) 小学校・中学校の状況

##### ①小学校

(各年度5月1日現在)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
児童数(人)	1,267	1,252	1,215	1,224	1,214
学校数(校)	5	5	5	5	5
学級数	46	45	45	45	46

##### ②中学校

(各年度5月1日現在)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
生徒数(人)	605	599	610	605	620
学校数(校)	2	2	2	2	2
学級数	20	19	19	19	20

##### ③特別支援学級

(各年度5月1日現在)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
小学校児童数(人)	51	76	84	84	78
中学校生徒数(人)	33	36	35	41	42
合計	84	112	119	125	120

#### (5) 児童虐待などへの対応状況

##### ①児童家庭相談室への相談件数

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
養護相談	児童虐待相談	8	10	13	31
	その他相談	0	11	10	10
保健相談		0	0	3	3
障がい相談		15	83	158	158
非行相談		0	0	2	2
育成相談	性格行動相談	64	30	6	6
	不登校相談	5	12	11	11
	適正相談	0	6	6	6
	育児しつけ相談	0	2	3	3
その他の相談		0	10	6	6
合計(件)		92	164	218	218

##### ②児童虐待相談(認知)件数

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童虐待相談件数	8	10	13	31
児童数	8	10	13	31

### 3 ニーズ調査結果からわかる現状

#### (1) 調査概要

##### ①調査の目的

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所（園）・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

##### ②調査期間及び方法

平成 30 年 12 月 21 日（金）～平成 31 年 1 月 31 日（木）

返信用封筒を同封して、郵送配布・郵送回収及び施設への配付・回収による調査

##### ③調査対象者

項目	対象者
未就学児童	町内にお住まいの未就学児童のいる世帯を無作為抽出
就学児童	町内にお住まいの就学児童（小学 1～3 年生）のいる世帯を無作為抽出
妊婦	町内にお住まいで妊娠届提出の際、調査に同意いただいた方

##### ④調査結果

項目	配布数	回収数	回収率（％）
未就学児童	987	498	50.5
就学児童	563	261	46.4
妊婦	50	25	50.0
合計	1,600	784	49.0

##### ⑤調査項目

1. お子さんご家族の状況について
2. 子どもの育ちをめぐる環境について
3. お子さんの保護者の就労状況について
4. お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
5. お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について
6. お子さんの土日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
7. お子さんの病気の際の対応について
8. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
9. 小学校就学後の放課後の過ごし方について
10. 育児休業や短時間勤務制度など 職場の両立支援制度について
11. 子育て全般について

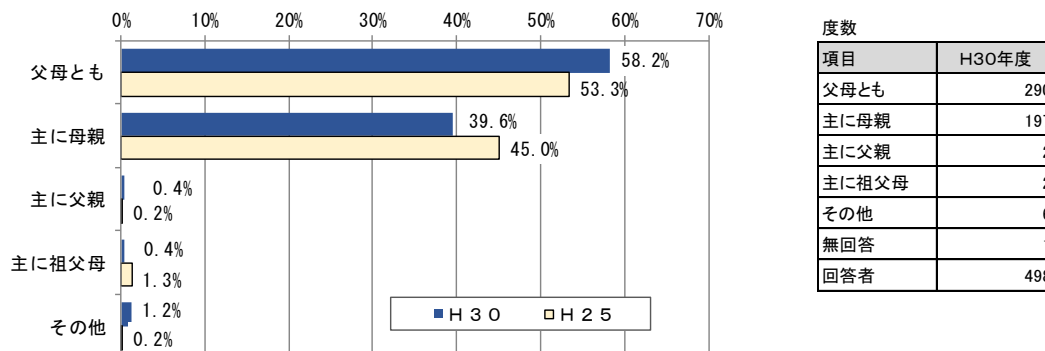
## (2) 結果概要

平成 25 年に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の主な設問との比較を通して、子育て環境や子育て意識の推移等をみていきます。

### ①子どもの家庭の状況（未就学児童）

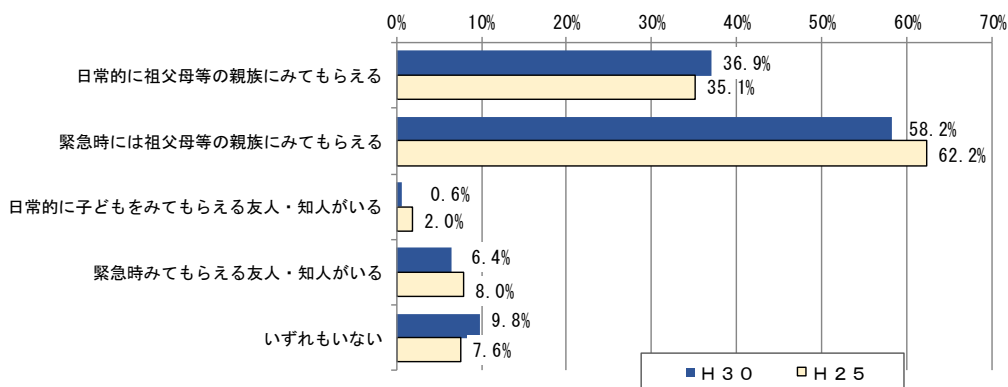
- ・主に子育てをしている方 [複数選択あり]

平成 25 年に比べ「主に母親」が 5.4 ポイント減少し、「父母とも」が 4.9 ポイント上昇していることから母親主体から、父親の子育てへの関与の増加がみられます。



- ・日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無 [複数選択あり]

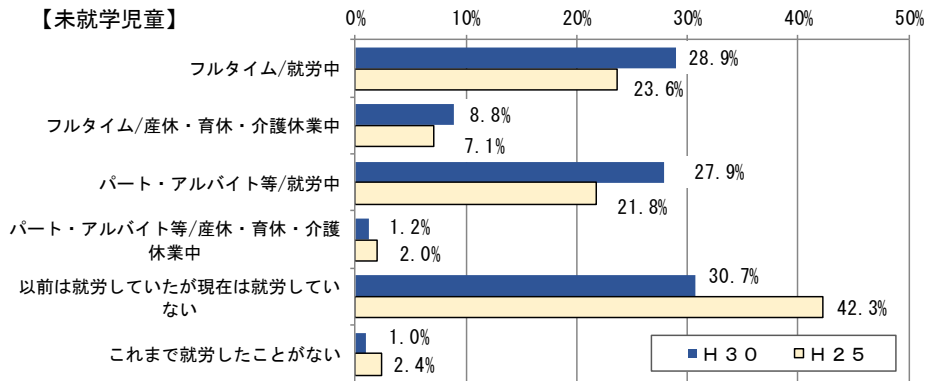
平成 25 年に比べ「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」、「緊急時にみてもらえる友人・知人がいる」が減少し、「いずれもない」が 2.2 ポイント上昇しています。祖父母等の援助が得られない家庭への支援として、ファミリー・サポート・センター等の活用を進めていきます。



項目	H30年度
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	184
緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる	290
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	3
緊急時みてもらえる友人・知人がいる	32
いずれもない	49
無回答	6
回答者	498

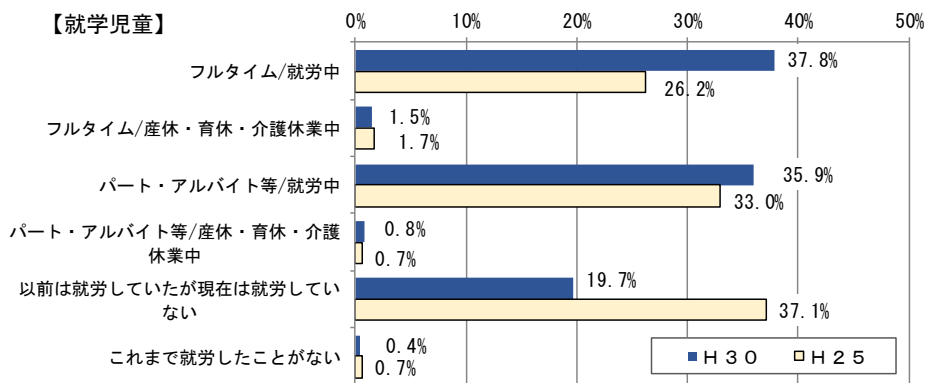
## ②母親の就労状況（未就学児童、就学児童）

「フルタイムで就労中」が未就学児童で 5.3 ポイント、就学児童で 11.6 ポイントと子育て中の母親の就業率の上昇がみられます。また「以前は就労していたが現在は就労していない」が未就学児童で 11.6 ポイント、就学児童では 17.4 ポイントとの減少がみられ、育児と仕事の両立の改善傾向もみられます。



度数

項目	H30年度
フルタイム/就労中	144
フルタイム/産休・育休・介護休業中	44
パート・アルバイト等/就労中	139
パート・アルバイト等/産休・育休・介護休業中	6
以前は就労していたが現在は就労していない	153
これまで就労したことがない	5
無回答	7
回答者	498



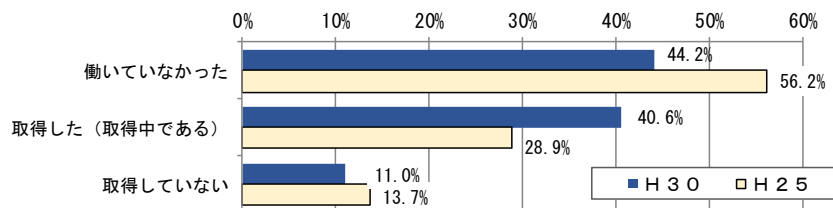
度数

項目	H30年度
フルタイム/就労中	98
フルタイム/産休・育休・介護休業中	4
パート・アルバイト等/就労中	93
パート・アルバイト等/産休・育休・介護休業中	2
以前は就労していたが現在は就労していない	51
これまで就労したことがない	1
無回答	10
非該当	2
回答者	261

### ③育児休業の取得状況（未就学児童）

#### ・母親の取得状況

取得状況は 11.7 ポイントの上昇がみられ制度の浸透と取得環境の向上がみられます。



度数

項目	H30年度
働いていなかった	220
取得した(取得中である)	202
取得していない	55
無回答	21
回答者	498

#### ・父親の取得状況

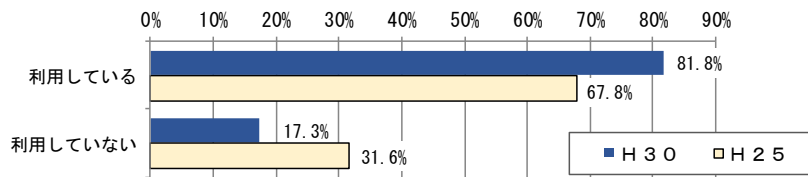
企業環境や経済的理由などから取得者は未だ少数ですが、平成 25 年(対象者 553 人中 6 人)に比べ平成 30 年では対象者 498 人中 17 人と 3 倍弱の上昇があり、制度の浸透と環境の改善の兆しがみられます。



④教育・保育事業の利用状況（未就学児童）

・定期的な教育・保育事業の利用の有無

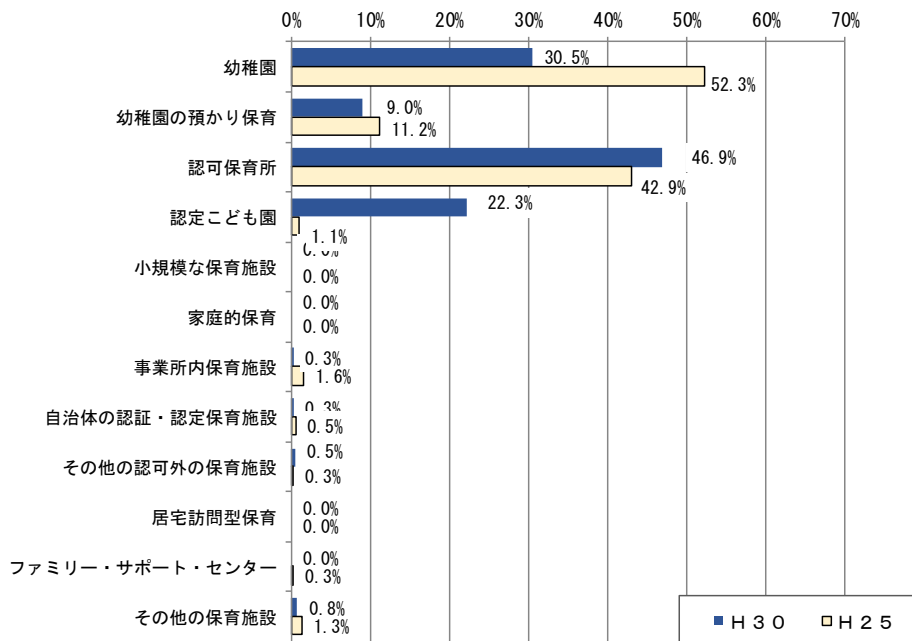
「利用している」が14ポイントの増加がみられます。



度数	
項目	H30年度
利用している	377
利用していない	121
回答者	498

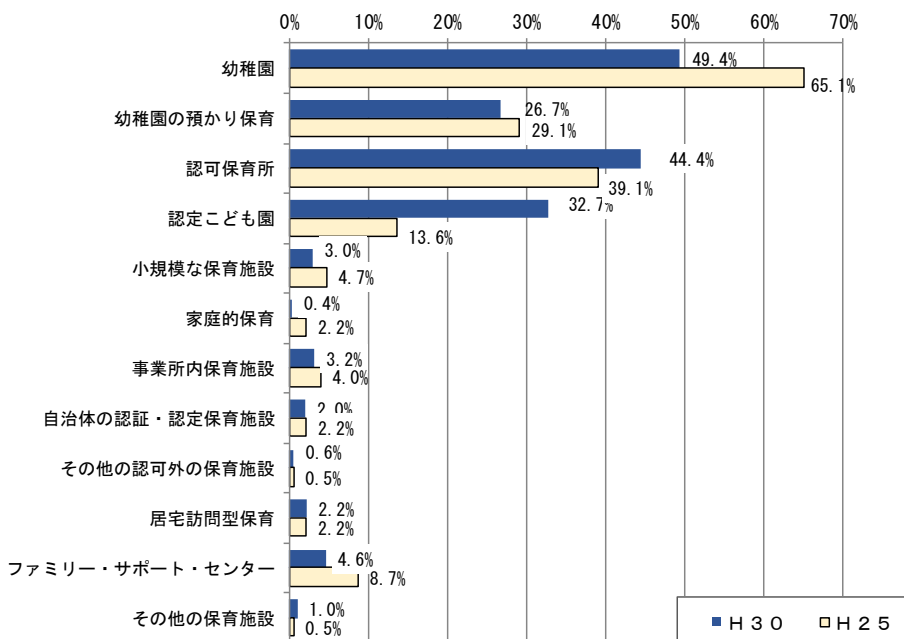
・定期的にご利用している教育・保育事業（上記「利用している」の回答者） [複数選択あり]

「幼稚園」の「認定こども園」への移行に伴う利用者の増加がみられます。



度数 複数回答	
項目	H30年度
幼稚園	115
幼稚園の預かり保育	34
認可保育所	177
認定こども園	84
小規模な保育施設	0
家庭的保育	0
事業所内保育施設	1
自治体の認証・認定保育施設	1
その他の認可外の保育施設	2
居宅訪問型保育	0
ファミリー・サポート・センター	0
その他の保育施設	3
無回答	2
回答者	377

・今後定期的にご利用したい教育・保育事業（全ての方） [複数選択あり]



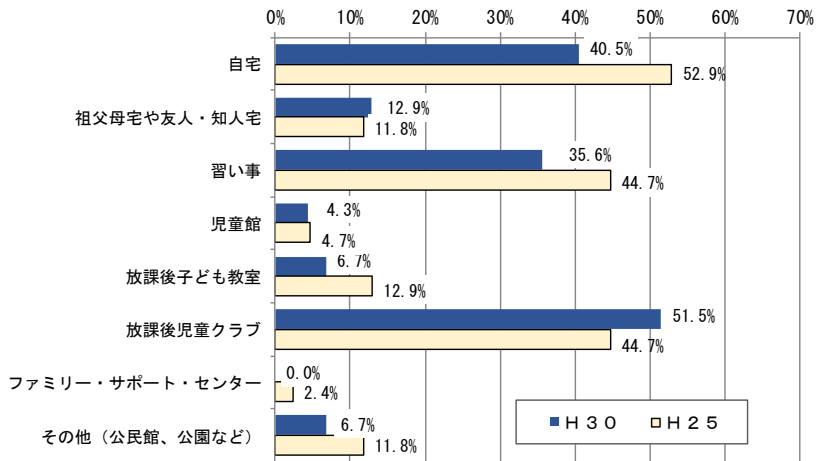
度数 複数回答	
項目	H30年度
幼稚園	246
幼稚園の預かり保育	133
認可保育所	221
認定こども園	163
小規模な保育施設	15
家庭的保育	2
事業所内保育施設	16
自治体の認証・認定保育施設	10
その他の認可外の保育施設	3
居宅訪問型保育	11
ファミリー・サポート・センター	23
その他の保育施設	5
無回答	6
回答者	498

⑤小学校での子どもの放課後の過ごし方 [複数選択あり]

・5歳以上の未就学児が対象

「自宅」の割合が減少し「放課後児童クラブ」の比率が増加しています。前回、今回とも高学年になると「放課後児童クラブ」の比率が減少し、「習い事」が増加しています。

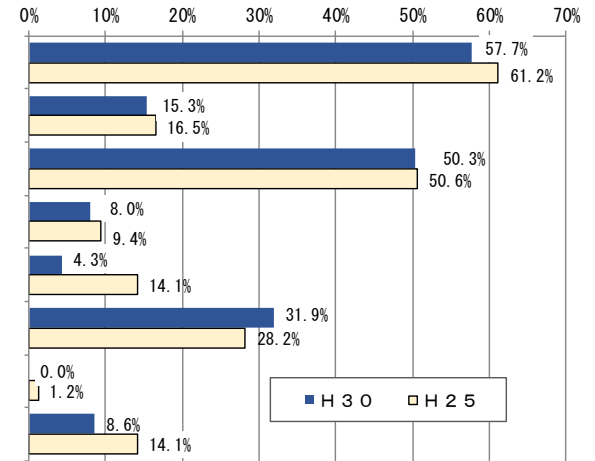
【未就学児童】小学1～3年生



度数 複数回答

項目	H30年度
自宅	66
祖父母宅や友人・知人宅	21
習い事	58
児童館	7
放課後子ども教室	11
放課後児童クラブ	84
ファミリー・サポート・センター	0
その他(公民館、公園など)	11
無回答	23
回答者	163

【未就学児童】小学4～6年生



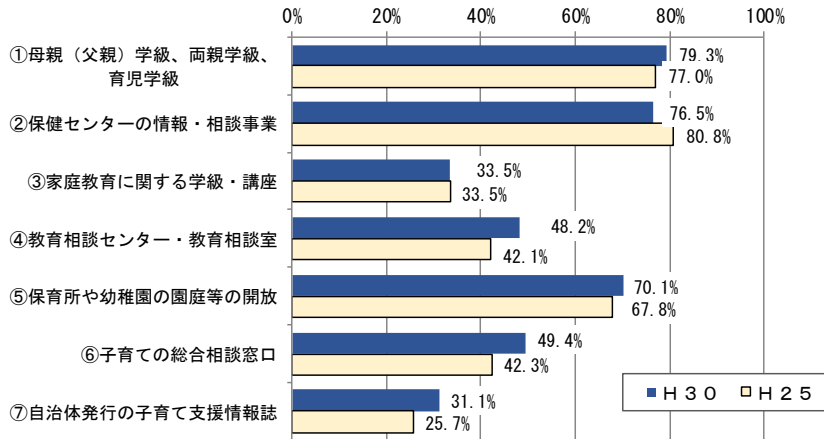
度数 複数回答

項目	H30年度
自宅	94
祖父母宅や友人・知人宅	25
習い事	82
児童館	13
放課後子ども教室	7
放課後児童クラブ	52
ファミリー・サポート・センター	0
その他(公民館、公園など)	14
無回答	24
回答者	163

## ⑥町の事業の認知度

未就学児童、妊婦とも①、②以外では微増していますが、全般的に低下傾向がみられます。さらなる情報発信と周知が必要と思われます。

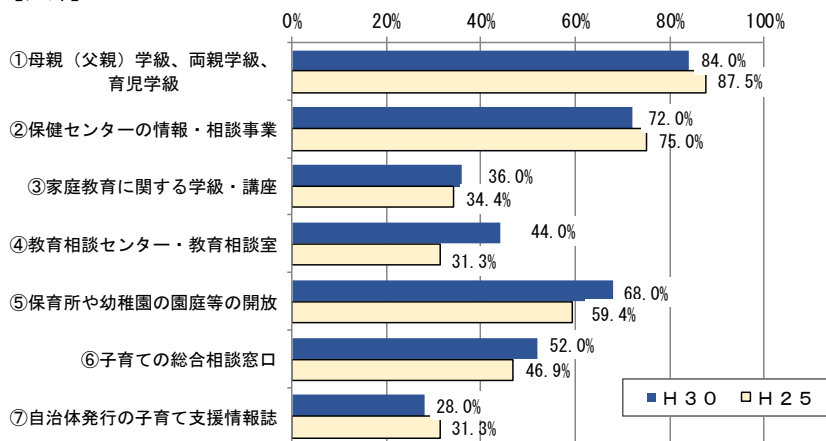
### 【未就学児童】



度数(各事業について「知っている」の度数)

項目	H30年度
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	395
②保健センターの情報・相談事業	381
③家庭教育に関する学級・講座	167
④教育相談センター・教育相談室	240
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	349
⑥子育ての総合相談窓口	246
⑦自治体発行の子育て支援情報誌	155

### 【妊婦】



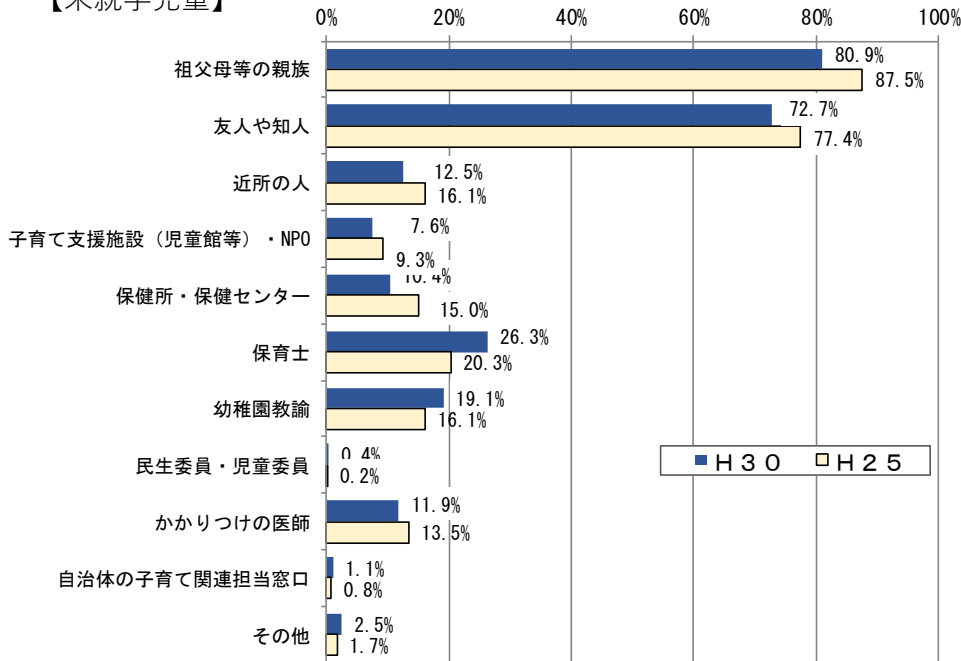
度数(各事業について「知っている」の度数)

項目	H30年度
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	21
②保健センターの情報・相談事業	18
③家庭教育に関する学級・講座	9
④教育相談センター・教育相談室	11
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	17
⑥子育ての総合相談窓口	13
⑦自治体発行の子育て支援情報誌	7

⑦子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先 [複数選択あり]

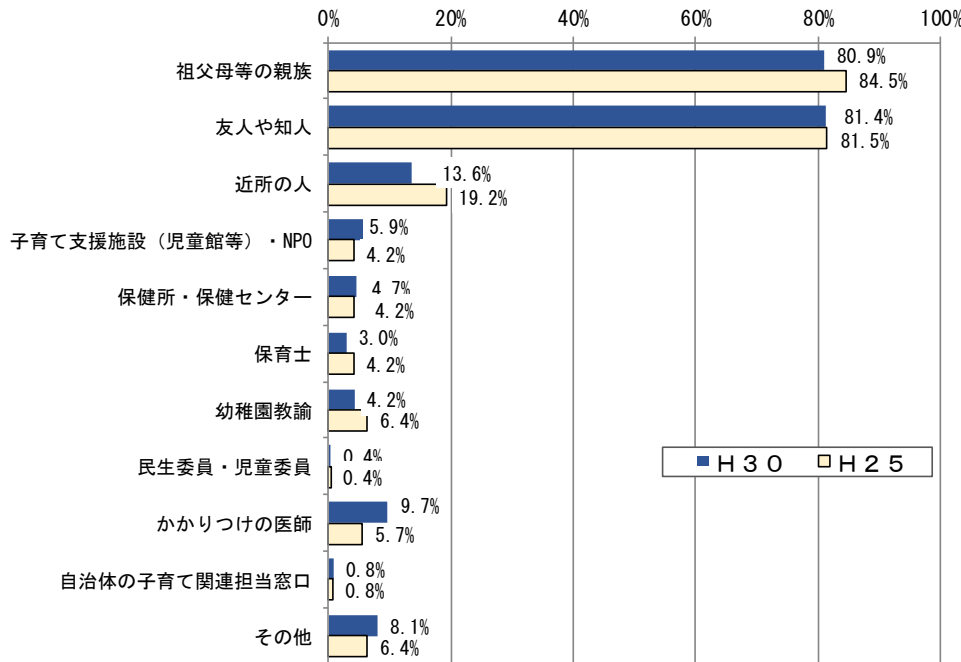
未就学児童、就学児童の保護者とも「祖父母等の家族」、「友人や知人」、「近所の人」が減少しています。

【未就学児童】



項目	H30年度
祖父母等の親族	382
友人や知人	343
近所の人	59
子育て支援施設（児童館等）・NPO	36
保健所・保健センター	49
保育士	124
幼稚園教諭	90
民生委員・児童委員	2
かかりつけの医師	56
自治体の子育て関連担当窓口	5
その他	12
無回答	2
回答者数	472
非該当	26
合計	498

【就学児童】



項目	H30年度
祖父母等の親族	191
友人や知人	192
近所の人	32
子育て支援施設（児童館等）・NPO	14
保健所・保健センター	11
保育士	7
幼稚園教諭	10
民生委員・児童委員	1
かかりつけの医師	23
自治体の子育て関連担当窓口	2
その他	19
無回答	0
回答者数	236

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

**子どもは、家庭の喜び、まちの未来**



家庭は子どもが初めて接する社会であり、子どもの基本的な社会性を育む上で重要な役割を果たしています。本町では、子どもたちが社会でのびのびと健やかに成長できるよう、家庭はもとより学校・地域とも連携・協力し、心身ともに健やかな育成が出来るよう図っていきます。

子どもをとりまく課題の中には、家庭や地域での対応では解決の難しいものもあります。児童虐待の防止、障がいを持った子どもなど特に支援を必要とする子どもや家庭に対して継続的な支援が必要とされます。

また、近年社会問題となっている子どもの貧困に対してはさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、町として総合的な支援が必要となってきます。

本計画は、未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本町の子どもたちと子育てをする保護者を地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み育てできるまちづくりを進めていくためのものです。取り組むべき事項は、長い期間に渡った計画的な事業実施、保護者への子育てに対する知識の普及・啓発、地域や職域など様々な人々への意識づくりなど、一朝一夕で結果が出るものではありません。

そのため、本計画の基本理念は、既存の事業の効果を更に高めていくことを考慮し、前回計画を継承したものとします。

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実や子育て家庭が抱える負担軽減のための環境づくり等、子どもの成長に応じた様々な支援策を推進していきます。

### 基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実

安心して子どもを産み、子育てできるまちとなるためには保護者の就労と子育ての両立を支援する環境を整えていく必要があります。子育てに対する負担や不安が軽減されていく温かな地域づくりを推し進めていき、就学後においても保護者が安心して就労を継続し、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう設備や制度をはじめとして様々な環境整備を進めていきます。

教育・保育施設の充実や地域での子育て支援事業をはじめ、町民と一体で子ども・子育て関連事業を総合的に推進していきます。

### 基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

近年の社会構造の変化、少子化や核家族化の進展に伴い子育て家庭の育児の孤立及び不安、また、子どもの貧困や虐待等、様々な課題が増加しています。

子どもをとりまく課題の中には、家庭や地域での対応では、解決の難しいものもあります。児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立、障がいを持った子どもなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援を継続して推進していきます。

### 基本目標3 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

保護者や将来の保護者が、のびのびと安心して楽しんで育児ができるよう、母子保健事業の一層の充実を図り、保護者の出産や育児に関する不安を軽減させます。特に近年では、出産後の母親の抱えるストレスが増大していることから、産後うつや子どもへのネグレクトをはじめとする虐待が懸念されており、産後ケアの重要性は高まっています。

妊娠・出産・育児期における母子保健事業の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携対策の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体勢の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

### 基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の支援

女性の就労や男女の役割に対する考え方の変化、将来への不安を緩和したいなど、様々な理由から、共働き世帯は年々増加しています。子育てをする女性がうまく仕事を両立させていくためには、柔軟に働き方を選択できることや、男性の育児への参加や父親の育児休暇取得の推進など、家庭から社会まで、取り組むべきさまざまな課題があるため、それらの解決に向けた施策を推進していきます。

## 基本目標 5 子育てしやすい環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに公園の整備等、地域の居住環境の整備を推進していきます。

### 3 教育・保育提供区域の設定

本町における教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

幼稚園については学区域設定がなく、保護者が教育方針などで選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります。また保育園も自宅からの近さだけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。

このような現状を考慮し、本町の教育・保育提供区域は、町全域を一区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等の計画を策定するものとします。

## 4 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。

### 基本理念

子どもは、家庭の喜び、まちの未来

#### 基本目標

##### 1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 子育てに関する相談、情報提供の充実

##### 2 専門的な知識や技術を要する支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実

##### 3 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

##### 4 職業生活と家庭生活との両立の支援

##### 5 子育てしやすい環境の整備



## 第4章 子ども・子育て支援事業

### 基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の充実

幼児期における教育・保育事業の充実、社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

#### 基本施策1-1 教育・保育施設の充実

##### (1) 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児）

###### 【量の見込み】

平成31年度の幼稚園（3～5歳児）及び認定こども園（教育部分）への入園数は273人となっており、定員374人に対して73.0%の充足率となっています。

量の見込みは、令和6年までの推計児童人口に合わせて設定しました。

(単位：人)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1号認定	278	267	240	228	215
	広域利用	60	55	50	46	42
②確保方策	教育・保育施設	94	94	94	94	94
	確認を受けない幼稚園	280	280	280	280	280
②-①		36	52	84	100	117

##### (2) 保育所など（2号認定、3～5歳児）

###### 【量の見込み】

平成31年度の2号認定（3～5歳児）の入園数は、保育園及び認定こども園（保育部分）が238人となっています。保育園及び認定こども園（保育部分）では定員238人に対して100%の充足率となっています。

今後の母親の就業率の増加に伴い、1号認定から2号認定への移行が見込まれます。

児童人口は減少しますが、量の見込みは入園率の上昇を見込み、設定しました。

(単位：人)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	2号認定	238	236	234	232	230
	広域利用	8	8	8	8	8
②確保方策	教育・保育施設	238	238	238	238	238
	広域利用	8	8	8	8	8
②-①		0	2	4	6	8

(3) 保育所など (3号認定、0～2歳児)

【量の見込み】

平成31年度の3号認定(0～2歳児)の入園数は、0歳児では保育園及び認定こども園(保育部分)が46人、1・2歳児では保育園及び認定こども園(保育部分)が160人となっています。保育園では定員206人に対して100%の充足率となっています。

量の見込みは出生率の低下や保護者への育児休業制度の浸透などもありますが、保育の無償化や少子化対策の効果による入園率の上昇を見込み、設定しました。

※表中( )内は0歳児内数です。(単位:人)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	3号認定	206(46)	206(46)	205(46)	205(46)	204(46)
	広域利用	10(3)	10(3)	10(3)	10(3)	10(3)
②確保方策	教育・保育施設	206(46)	206(46)	206(46)	206(46)	206(46)
	広域利用	10(3)	10(3)	10(3)	10(3)	10(3)
②-①		0	0	1	1	2

【確保の内容】1号認定、2号認定、3号認定

施設整備量(各年度施設数)

(単位:か所)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認定こども園(幼保連携型)	1	1	1	1	1
確認を受けない幼稚園	1	1	1	1	1
保育所(園)	2	2	2	2	2

## 基本施策1-2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) から (13) は子ども・子育て支援法に定められた地域子ども・子育て支援事業です。

### (1) 利用者支援事業（健康福祉課）

子育て世代包括支援センターを、妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援を行うために平成31年4月から母子保健型で保健センター内に設置。保健師を母子保健コーディネーターと位置づけ、妊娠届出アンケートをもとに妊婦面接を実施し、受理会議を行います。要支援妊婦・特定妊婦には支援プランを作成していきます。事業は拡充の方向で進めていきます。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（カ所）	1	1	1	1	1
確保方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：健康福祉課</li> <li>・内容：妊婦面接、支援プランの作成、支援台帳での管理、必要時間関係機関との連携やケース会議の開催</li> </ul>				

### (2) 地域子育て支援拠点事業（こども教育課）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（カ所）	2	2	2	2	2
量の見込み（月当り利用人数）	160	160	160	160	160
確保方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：こども教育課</li> <li>・実施体制：いちご保育園（にこにこクラブ） りんご保育園（げんきっこクラブ）</li> <li>・実績：平成29年度は221人/月、平成30年度は187人/月</li> </ul>				

### (3) 妊婦健康診査（健康福祉課）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。受診者数は平成29年度で174人（1,740回）、平成30年度で164人（1,508回）となっています。

今後も継続して、妊婦健康診査を受診後、支援が必要な人に対して、妊婦健診助成券や電話、書面での連絡を通して、医療機関と連携を図り、安心した妊娠・出産・育児を行うための支援を行います。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ受診回数）	1,740	1,740	1,740	1,508	1,508
確保方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：健康福祉課</li> <li>・実施体制：医療機関</li> <li>・実施時期：通年</li> <li>・内容：妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査（14回）</li> <li>・実績：概ね見込どおり</li> </ul>				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（健康福祉課）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。訪問回数は平成 29 年度 152 人、平成 30 年度 150 人となっています。

今後も継続して、専門職である保健師が実施することで、より専門的な相談や保健指導、継続した支援につなげます。また保健師自身も継続的に研修等に参加し、相談支援の質を高め、より専門的な相談や保健指導につなげます。

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（訪問回数）	152	145	141	137	133
確保方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：健康福祉課</li> <li>・実施体制：健康増進係保健師</li> <li>・実施時期：通年</li> <li>・内容：生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問</li> <li>・実績：概ね見込どおり</li> </ul>				

(5) - 1 養育支援訪問事業（こども教育課）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（訪問回数）	10	10	10	10	10
確保方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：こども教育課</li> </ul> <p>※現在のところ、本町では事業実績はありませんが、養育支援連絡票等に基づき、町保健師が養育支援の必要な家庭に訪問しています。</p>				

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（こども教育課）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(6) 子育て短期支援事業（こども教育課）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

平成 30 年度から町内 1 か所（アリスとテレス）、小山市 1 か所（すみれ乳児院）と委託契約をしています。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（こども教育課）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。登録会員数は平成 29 年度で 39 人、平成 30 年度で 40 人、現状 40 人（おねがい会員 33 人、まかせて会員 3 人、どっちも会員 4 人）で推移しています。

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（登録人数）	40	40	40	40	40
利用見込み（延べ利用人数）	10	10	10	10	10
確保方策等	・実施機関：こども教育課 ※日頃子どもを見てもらえる祖父母等の援助が得られない家庭への支援としてファミリー・サポート・センターでも検討を進めていくことが課題となっています。また、まかせて会員数の登録を増加させるために現在県で実施している子育て支援員研修を町で実施します。				

(8) 一時預かり保育事業（こども教育課）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。延べ利用人数は在園児対象型を除き、平成 29 年度 463 人、平成 30 年度 965 人と倍増しています。

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（延べ利用人数）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策等	・実施機関：こども教育課 ・実施施設：いちご保育園、りんご保育園、認定こども園野木幼稚園				

(9) 延長保育事業（こども教育課）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。延べ利用人数は平成 29 年度 1,195 人、平成 30 年度 1,165 人となっています。

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み（延べ利用人数）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策等	・実施機関：こども教育課 ・実施施設：いちご保育園、りんご保育園				

(10) 病児・病後児保育事業（こども教育課）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。延べ利用回数は平成29年度720回、平成30年度856回となっています。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ利用回数）	900	900	900	900	900
確保方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：こども教育課</li> <li>・実施施設：いちご保育園、りんご保育園</li> </ul>				

(11) 放課後児童健全育成事業（こども教育課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。利用人数は平成29年度382人、平成30年度414人、平成31年度は4月1日現在で450人（登録人数）となっています。

児童数は減少傾向にあります。今後も子育て世代の女性の就業率の増加が見込まれますので、事業は拡充の方向で図っていきます。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（人）：低学年	310	310	309	289	274
：高学年	166	155	161	167	167
：合計	476	465	470	456	441
確保方策等（人）	476	476	476	476	476
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：こども教育課</li> <li>・実施施設：町営学童保育室12箇所、NPO法人1箇所</li> </ul>				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（こども教育課）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（対象人数）	35	35	33	33	32
確保方策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関：こども教育課</li> <li>・実施内容：副食費の助成</li> </ul>				

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（こども教育課）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現在のところ、事業予定はありませんが状況に応じて検討していきます。

以下、(14) から (19) は野木町主体で行う地域子ども・子育て支援事業です。

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(14)休日保育事業	こども教育課	保育園に入所している児童を、日曜日・祝日においても保育を行う事業です。	延べ利用人数 31人 実施施設 ・いちご保育園 ・りんご保育園	延べ利用者数 100人
(15)児童館・児童センター	こども教育課	児童館は、児童に健全な遊びの場として、健康を推進し、情操を豊かにすることを目的として作られた施設です。児童センターは、更に遊びを通して体力増進を図る施設を備えています。地域の子どもたちや幼児クラブなどの、活動・情報交換の場を提供します。	日別平均利用者数 ・新橋児童館 71.5人 ・あかつか児童センター 75.5人	日別平均利用者数 ・新橋児童館 75人 ・あかつか児童センター 80人
(16)ブックスタート	生涯学習課	赤ちゃんとその保護者に、絵本の楽しさを伝えながら、親子の触れ合いの1つとして育児に絵本を取り入れてもらえるよう、4か月児健診の時に絵本のプレゼントを実施します。	4か月児健診時ブックスタート 実施回数 12回 参加者 164人 8か月児健診時フォローアップ活動 実施回数 12回 参加者 162人	継続実施
(17)ブックプラスワン	生涯学習課	小学校入学前に体験した「読み聞かせ」の楽しさを、小学校入学後も継続して体験できる環境を整えるために、また、本に親しみ、豊かな心を育むことを目的として、野木町で小学校に入学した1年生に本を贈呈します。	入学式贈呈 小学校 5校 計 198冊	継続実施
(18)町立図書館おはなし会	生涯学習課	赤ちゃんや小さなお子様も楽しめるおはなし会等の事業を定期的で開催します。	実施回数 90回 参加者数 1,066人	継続実施
(19)とちぎ笑顔つぎつぎカード	こども教育課	18歳未満のお子さん、または妊娠中の方のいる世帯の子育てを応援するため、とちぎ未来クラブが発行する「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を配布します。協賛店舗・施設で割引や特典などのサービスを受けることができます。	実施	継続実施

基本施策 1 - 3 子育てに関する相談、情報提供の充実

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(1)育児相談	健康福祉課	身体測定と合せ、子どもの発育発達や保護者の養育状況・健康状態などを確認します。また、育児不安の軽減を図るため、保健師・管理栄養士による育児相談と栄養相談を実施し、さらに交流の場を設けます。	1 回当たり参加児数 28 人	1 回当たり参加児数 37 人
(2)教育相談	こども教育課	教育に関する悩み等を持つ児童生徒・保護者からの相談を実施します。	実施	継続実施
(3)幼保小連絡協議会	こども教育課	町内の幼稚園、保育園及び小学校の先生との連絡調整を図り、幼児や児童の教育効果を一層高め、個々のきめ細やかな支援につなげます。	研修会開催回数 3 回	継続実施
(4)子育てサロン	こども教育課	新橋児童館、あかつか児童センター、総合サポートセンターにて、相談員や児童館・児童センター職員による子育てに関する相談を実施します。	開催日 新橋児童館、あかつか児童センターは月 1 回 (総合サポートセンターは R1 年度～随時)	継続実施



## 基本目標 2 専門的な知識や技術を要する支援

支援を必要とする家庭を早期に把握し、幼稚園、保育園、小中学校などの関係機関と連携を強化しながら支援を図ります。

### 基本施策 2 - 1 児童虐待防止対策の充実

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(1)関係機関との連携と相談体制の強化	こども教育課	虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関との連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。 総合サポートセンターでも相談窓口となっています。	虐待通告件数 31 件	継続実施
(2)要保護児童対策地域協議会	こども教育課	児童相談所、医療機関、幼稚園、保育園、健康福祉センター、学校、警察、庁内関係課との連絡を密にし、虐待の予防、早期発見・早期対応を図ります。また、虐待防止啓発活動として、各種行事やイベントに参加して、啓発活動を実施します。	会議開催回数 ・全体会議・実務者会議 4 回 ・個別ケース会議 20 回	継続実施

### 基本施策 2 - 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(1)児童扶養手当	住民課	父（母）のいない家庭や父（母）が一定の障がいの状態にある家庭等の児童を監護している母（父）等に対し、生活の安定と自立促進のため手当を支給します。	支給者数 186 人	支給者数 189 人
(2)ひとり親家庭医療費の助成	住民課	ひとり親家庭で 18 歳までの子どもを監護している方の医療費を助成します。	助成者数 205 人	助成者数 245 人
(3)遺児手当	住民課	両親が死亡、またはどちらかが死亡した義務教育終了前の児童を監護している父母、または養育者に対し、遺児手当を支給します。	支給者数 12 人	継続実施

基本施策 2 - 3 障がい児施策の充実

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(1)障がい児福祉手当	住民課	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の児童に手当を支給します。	支給者数 9 人	支給者数 7 人
(2)特別児童扶養手当	住民課	障がいのある 20 歳未満の児童を監護している父(母)、父母がいないときはその児童を養育している方に手当を支給します。	支給者数 31 人	支給者数 28 人
(3)幼児ことばの教室事業	こども教育課	お子さんの言葉の発育で気になることがある場合、保護者からの相談を受け、支援していきます。言葉の他に行動面で課題のある児童についても指導・助言を行います。	利用者数 61 人	継続実施
(4)巡回相談	こども教育課	特別支援教育相談員と臨床心理士が各教育・保育施設を訪問し、保護者への指導・助言や、必要に応じ医療機関・相談機関・特別支援学校等との連携を行います。	実施回数 37 回	継続実施
(5)教育支援委員会	こども教育課	教育委員会から諮問を受け、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒の調査や教育相談を行い、適切な教育支援の方向を判断します。	審議件数 就学児 23 人 在校生 26 人	継続実施
(6)のびのび教室事業	こども教育課 健康福祉課	集団での活動に不安のある年長児とその保護者を対象に、特別支援担当の先生をアドバイザーに迎え、各教育・保育施設のスタッフや関係機関と連携を取りながら、小学校のミニ体験の中で子どもの特徴をふまえた支援の方法を考え提供し、小学校入学に向けてのお手伝いをします。	参加児数 11 人	参加児数 15 人
(7)児童発達支援	健康福祉課	児童やその家族の個々のニーズに応じて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	利用者数 27 人	継続実施

(8)放課後等デイサービス	健康福祉課	学校に通学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立や社会との交流を促進します。	利用者数 24人	利用者数 41人
(9)医療型児童発達支援	健康福祉課	児童発達支援内容にあわせて、身体状況に応じた医療の提供を行います。身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供していきます。必要に応じて、関係機関と協議しながら確保を進めます。	利用なし	継続実施
(10) (福祉型・医療型) 児童入所支援	健康福祉課	児童発達支援内容にあわせて、身体状況に応じた医療の提供を行います。また、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供していきます。生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。	利用なし	継続実施
(11)障がい児相談支援	健康福祉課	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障がい児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	延べ相談者数 68人	継続実施
(12)児童発達支援センター	健康福祉課	障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と連携して支援体制の検討を進めます。	実施	継続実施
(13)保育所等訪問支援	健康福祉課	保育所等利用している障がい児が、集団生活に適應するための専門的な支援を実施します。	利用なし	利用者数 4人
(14)学童ことばの教室事業	こども教育課	小学校に通学していて、ことばの発達で気になる児童及び保護者に対し、一人ひとりの障がいの実態に合わせた適切な相談、助言及び指導を継続的に行います。	利用者数 62人	継続実施

(15)あすなろ 教室事業	こども 教育課	不登校になった児童生徒に対し、 児童生徒一人ひとりの適正にあっ た活動を実施しながら自立を促す とともに、学校生活への適応を図る ための指導及び援助を行い、在籍校 への復帰を目指します。中学校卒業 後も引き続き相談支援をしていき ます。	実施	継続実施
(16)自立支援 医療費助成	健康福 祉課	身体に障害があるか、または治療 を行わないと将来一定の障がい を残すと認められる18歳未満のお 子さんと、手術などの治療効果が確 実に期待できる場合に、その医療費 の一部を助成します。	実施	継続実施
(17)重度心身 がいがい者医療費 助成	住民課	身体障害者手帳1・2級、療育手 帳A1・A2またはIQ35以下、身体 障害者手帳3・4級でIQ50以下の 方の医療費を助成します。	実施	継続実施
(18)特定疾患 患者介護手当	住民課	栃木県特定疾患治療研究事業の 対象者、または対象患者を介護して いる方に対し、手当を支給します。	実施	継続実施

## 基本目標 3 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

安心して出産・育児ができるように健康診査や相談事業などの事業を進めます。また、保健、医療、福祉等の連携を図り、子どもが健やかに成長できるよう、支援をします。

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(1)母子健康手帳の交付	健康福祉課	地域の特性に即した母子保健事業を実施することで、妊婦に対する支援を行います。妊娠している人を確実に把握し、適切な施策の基盤とするもので、妊娠届出時にアンケートを実施し、特定妊婦の把握を行い必要な支援を行います。	交付者数 164 人	継続実施
(2)妊婦健康診査一部助成	健康福祉課	妊婦の健康維持を目的とする個別健診の費用負担の軽減を図ります。	延べ受診者数 1,896 人	継続実施
(3)妊産婦医療費助成	住民課	妊産婦医療費の届出をした月の初日（または、野木町に転入した日）から出産した翌月末までの医療費を助成します。	実施	継続実施
(4)母子感染症防止事業	健康福祉課	梅毒、B型肝炎、C型肝炎、子宮頸がん等の検査において、感染症の早期発見、保健指導を行います。また、母子手帳の記録や、赤ちゃん訪問、乳幼児健診などで情報を得た際は、引き続き、必要時に医療機関につなぎ、検査や治療を促していきます。	受診者数 164 人	継続実施
(5)プレママ・プレパパクラス	健康福祉課	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と保健指導を行い、母体の疾病予防及び健やかな子どもの出生を図るとともに、両親の育児支援の場や妊婦同士の交流の場を提供します。	参加者数 50 人	継続実施
(6)親子教室 (ドレミくらぶ)	健康福祉課	保育士等が親子の遊びや子どもへの関わり方を、デイリープログラムを通して、お伝えしています。子育ての悩みから強いストレスや孤立感を感じる保護者を支援するとともに、保護者同士のコミュニケーションの場の提供を行います。	参加者数 68 人	継続実施

(7)妊産婦訪問指導	健康福祉課	要支援・特定妊婦や、妊娠・出産・育児に不安のある妊婦や産婦を訪問し、正しい知識の普及啓発と保健指導を行うことで、育児不安の軽減や、妊婦・産婦の健康管理につながります。	実訪問数 163人 延べ訪問数 167人	継続実施
(8)産前産後サポート教室	健康福祉課	家庭や地域での孤立感を解消することを目的に、相談等を実施し妊産婦の不安や生活上の困りごと等の軽減を図ります。	R1 年度新規事業	継続実施
(9)こども医療費助成	住民課	0歳～18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日）までのお子さんの医療費を助成します。	実施	継続実施
(10)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）「再掲」	健康福祉課	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。今後も継続して、専門職である保健師が実施することで、より専門的な相談や保健指導、継続した支援につながります。また、保健師自身も継続的に研修等に参加し、相談支援の質を高め、より専門的な相談や保健指導につながります。	訪問回数 150人	訪問回数 133人
(11)産後ケア	健康福祉課	母子の心身のケア、育児のサポート等を行い、産後のうつを予防するとともに、安心して育児に取り組める環境を整えます。	R1 年度新規事業	継続実施
(12)育児相談「再掲」	健康福祉課	身体測定と合せ、子どもの発育発達や保護者の養育状況・健康状態などを確認します。また、育児不安の軽減を図るため、保健師・管理栄養士による育児相談と栄養相談を実施し、さらに交流の場を設けます。	1回当たり参加児数 28人	1回当たり参加児数 37人
(13)児童手当	住民課	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に対し、児童手当を支給します。	実施	継続実施
(14)出産祝金	住民課	保護者に出産祝金を支給します。	支給者数 128人	継続実施

(15) 1 か月児健康診査助成、産婦健康診査助成	健康福祉課	1 か月児の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、発育状況を確認して、健やかな成長を促すことで、乳児の健康保持及び増進を図るため、健診に要する費用を助成します。また、産婦の身体的な機能の回復、授乳、精神の状況などを把握し、産婦及び乳児の健康の保持を図るため、健診に要する費用を助成します。	助成者数 ・ 1 か月児健診 129 人 ・ 産婦健診 RI 年度から助成	継続実施
(16) 未熟児養育医療給付事業	健康福祉課	体の発達が未熟な状態で生まれ、入院医療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を負担します。	給付者数 5 人 給付延べ件数 11 件 給付延べ日数 243 日	継続実施
(17) 新生児聴覚検査助成	健康福祉課	新生児の聴覚に関する機能の状況を早期確認、早期対応するため、検査に要する費用を助成します。	受検者数 151 人 R1 年度から助成	継続実施
(18) 乳幼児一般健康診査（4 か月・8 か月児）	健康福祉課	疾病や障害の早期発見及び子どもの健やかな心身の成長を促すことを目的として、身体測定、内科検診、発達チェック、保健指導、栄養指導等を実施します。	受診児数 319 人 受診率 98.2%	継続実施 目標 100%
(19) 1 歳 6 か月児健康診査	健康福祉課	身体測定、内科検診、歯科検診、歯磨き指導、保健指導、栄養指導、親子遊びを実施します。	受診児数 169 人 受診率 98.8%	継続実施 目標 100%
(20) 3 歳児健康診査	健康福祉課	身体測定、内科検診、歯科検診、歯磨き指導、保健指導、栄養指導、親子遊びなどを実施します。	受診児数 194 人 受診率 98.5%	継続実施 目標 100%
(21) 5 歳児相談	健康福祉課	年中児で発達や集団行動に課題のある児童を把握し、就学に向けての支援を図ります。	相談者数 26 人	継続実施

(22)2歳児歯科健診	健康福祉課	1歳6か月から3歳の時期にかけて、う歯の罹患が増加することから、う歯が増加しやすい2歳児を対象に歯科健康診査を実施することで、う歯の歯科疾患の早期発見及び予防に対する保護者の歯科保健意識の向上を図るとともに、幼児期の口腔衛生に関する正しい知識の普及を行います。	受診児数 156人	継続実施
(23)乳幼児発達心理相談（すくすくルーム）	健康福祉課	乳幼児の順調な発育・発達を促すために、相談・支援を行い、必要に応じて関係機関との連絡・調整等を行います。	参加児数 78人	継続実施
(24)乳幼児訪問指導	健康福祉課	保健指導が必要な乳幼児及び乳幼児健診未受診児を対象に、実施します。	実訪問数 204人 延べ訪問数 207人	継続実施
(25)予防接種	健康福祉課	予防接種法に基づき、小児用肺炎球菌・B型肝炎・BCG・ヒブ・四種混合・二種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・水痘等の定期予防接種を実施します。	延べ接種数 4,274回	継続実施
(26)フッ素塗布	健康福祉課	歯科医師会の協力でフッ素塗布を実施し、幼児期・学童期からの虫歯や歯周病予防のために、正しい知識の普及・啓発を行います。	受診者数 448人	継続実施
(27)不妊治療費助成事業	健康福祉課	不妊で悩む夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	申請件数 23件	継続実施
(28)保育所等新入園児入所支度金補助金	こども教育課	町内に住所を有する児童で、町内保育園等に在籍する新入園児に対し、入所支度金の一部を補助します。	申請件数 93件	継続実施
(29)第3子以降小中学校等入学祝金	こども教育課	小中学校等へ入学する第3子以降の児童生徒の保護者に対し、入学祝金を支給します。	支給者数 ・小学校 32人 ・中学校 20人	継続実施
(30)就学援助	こども教育課	経済的な理由により、子どもを就学させることが困難であると認められる場合に学用品、給食費、修学旅行費などの費用の一部を助成します。	助成者数 99人	継続実施



## 基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の支援

子育てと職業生活が両立できるよう、各種法制度やワーク・ライフ・バランスの周知啓発を図ります。

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(1)育児休業制度等の普及・啓発	産業課	育児休業制度の定着と取得促進を図るとともに、労働時間の改善等、企業等への普及・啓発を検討します。	研修会開催回数 H29 年度 1 回	継続実施
(2)ワーク・ライフ・バランスの啓発	生活環境課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革を推進するため、ニーズに合った知識や情報を提供するセミナーを開催します。	参加者数 91 人	継続実施

## 基本目標5 子育てしやすい環境の整備

安心して子どもと外出でき、子育てができるよう、環境整備を進めます。

事業名	担当課	内容	実施状況 (H30 年度実績)	目標値 (R6 年度)
(1)チャイルドシート購入費補助	総務課	交通安全対策の一環として、乳幼児のいる家庭で新しくチャイルドシートを購入された際に、購入費の一部を補助します。	助成者数 79人	継続実施
(2)3人乗り自転車貸出	こども教育課	子育て家庭への支援を行うとともに、保護者と子どもの安全を確保するため、3人乗り自転車の貸し出しを行っています。	利用者数 14人	継続実施
(3)ユニバーサルデザインの推進	関係各課	公共施設におけるトイレ等のユニバーサルデザイン導入を推進します。	実施	継続実施
(4)赤ちゃんの駅	健康福祉課	赤ちゃんや小さなお子さんを連れて外出する保護者の方が、気軽に立寄り、無料でおむつ交換や授乳を行うことのできる場所を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設の玄関先などに「赤ちゃんの駅」ステッカーを掲示しています。 ・公共施設： 8箇所（保健センター、ひまわり館、きらり館、野木エニスホール、野木ホフマン館、図書館、新橋児童館、あかつか児童センター） ・民間施設： 2箇所（ヤオコー野木店、オータニ野木店）	設置箇所 10箇所	継続実施
(5)関係機関との連携と相談体制の強化 「再掲」	こども教育課	虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関との連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。	虐待通告件数 31件	継続実施

(6)奨学金事業	こども教育課	経済的理由によって進学が難しい、能力のある学生に対して奨学金を給付し、教育の機会均等を図り、社会に貢献できる人材を育成することを目的とした奨学金事業を平成 29 年度から実施しています。	助成者数 7 人	継続実施
(7)子育て事業の発信	こども教育課	ホームページ「のぎっ子キラリ子育て」で子育てに関する情報を発信しています。	実施	継続実施

# 第5章 計画の推進体制と進捗管理

---

## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町の関係各課や関係機関等の連携により、横断的な施策に取り組むとともに野木町子ども・子育て会議や子ども・子育てに係る関係者等の意見を反映させながら推進していきます。

また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、各事業への適切な反映や新たな課題に対して積極的に取り組み、広く町民への周知にも努めます。

### (1) 庁内の推進体制

本計画が有効に機能するためには、P D C Aサイクルの形成と運用が不可欠です。そのため本計画の推進にあたっては全庁的な体制のもと、各年度においてその実施状況の把握・点検、評価を行い、必要な部分の見直し、改善を行いながらその後の対策を実施していけるよう、庁内における推進体制の充実を図っていきます。

また、多様化した町民ニーズにきめ細かく対応するため、町民やN P O、地域団体等と連携しながら計画の推進に努めていきます。

### (2) 子ども・子育て会議

本計画の策定や、本計画に基づく施策を推進し、事業の実施状況について点検・評価するための「野木町子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は児童福祉分野の有識者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者や町民代表など様々な分野から構成され、各年度において会議を開催し、計画の点検・評価や結果の検討などを行っていきます。

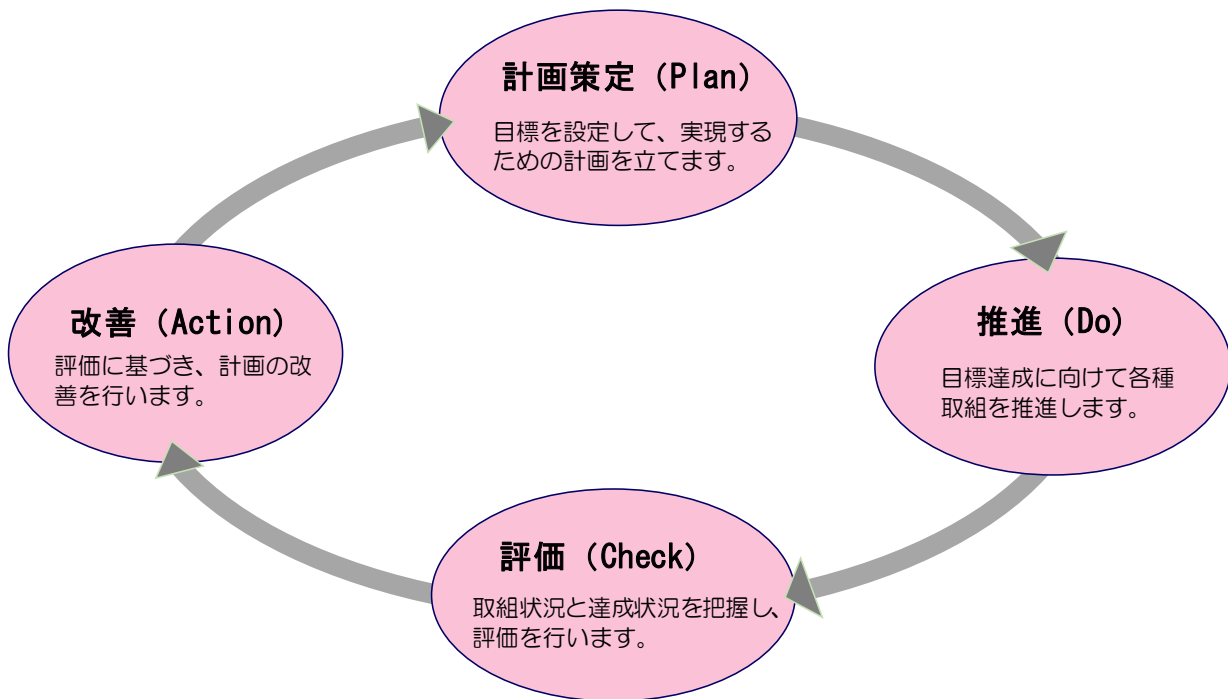
### (3) 町民や企業等との連携、参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により町民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化推進や町民参加型サービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。企業や事業所等については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「働き方改革」の実現及び育児休業制度の普及や促進を推進していきます。

## 2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理はP D C Aサイクルの実施を基本方針とし、「野木町子ども・子育て会議」の意見を参考に年1回程度、定期的に事業の進捗状況を点検・評価し、必要な場合は適宜、目標・計画の見直しを行い、事業の進捗を図ります。

# P D C A サイクル



# 資料編

---

## 1 野木町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 12 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、野木町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 野木町子ども・子育て会議委員名簿

No.	委員名	選出区分	所属等	備考
1	甲斐 簡子	子どもの保護者	野木町いちご保育園 保護者代表	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
	岡田 孔美子	子どもの保護者	野木町いちご保育園 保護者代表	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日
2	渡邊 真由美	子どもの保護者	野木町りんご保育園 保護者代表	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
	白岩 亜希子	子どもの保護者	野木町りんご保育園 保護者代表	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日
3	関澤 真弓	子どもの保護者	野木町認定こども園 野木幼稚園保護者代表	
4	加藤 麻子	子どもの保護者	野木町法得幼稚園 保護者代表	
5	大森 麻衣子	子どもの保護者	野木町PTA連合会 代表	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
	浅川 清一	子どもの保護者	野木町PTA連合会 代表	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日
6	石木 祐子	事業従事者 (保育園)	いちご保育園長	
7	青山 恵美子	事業従事者 (保育所)	丸林保育所長	
8	須藤 浩子	事業従事者 (幼稚園)	認定こども園 野木幼稚園長	
9	大中 清見	事業従事者 (幼稚園)	法得幼稚園長	副会長
10	細川 道代	事業従事者 (学童保育室)	NPO法人親子クラブ 指導員代表	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
	塚田 仁美	事業従事者 (学童保育室)	NPO法人親子クラブ 指導員代表	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日
11	伊勢 正明	学識経験者	白鷗大学 教育学部	会長
12	藤田 晴彦	学識経験者	野木町中学校長代表	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
	大澤 治亮	学識経験者	野木町中学校長代表	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日

13	生沼 房子	学識経験者	野木町小学校長代表	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
	中田 隆	学識経験者	野木町小学校長代表	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日
14	小倉 優子	学識経験者	野木町母子保健推進員 協議会会長	
15	真瀬 栄八	関係行政機関の 職員	野木町関係行政機関 (副町長)	
16	菊地 良夫	関係行政機関の 職員	野木町関係行政機関 (教育長)	
17	村山 淳	その他町長が必 要と認めるもの	野木町工場協会代表	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
	萩原 和志	その他町長が必 要と認めるもの	野木町工場協会代表	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日



### 3 野木町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年 月 日	事 項	内 容
平成30年11月16日	第1回 野木町子ども・子育て会議	◇委員委嘱 ◇野木町子ども・子育て支援事業計画策定について ◇野木町子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成30年12月25日 ～31年1月31日	野木町子ども・子育て支援に関するニーズ調査	◇就学児童用調査（261件回収{46.4%}） ◇未就学児童用調査（498件回収{50.5%}） ◇妊婦用調査（25件回収{50.0%}）
平成31年2月15日	第2回 野木町子ども・子育て会議	◇野木町子ども・子育て支援事業計画に基づいた実施状況について ◇2020年度以降の次期5ヶ年計画作成のための資料提供について
令和元年9月27日	第1回 野木町子ども・子育て会議	◇第2期野木町子ども・子育て支援事業計画について ◇今後のスケジュールについて
令和元年11月8日	第2回 野木町子ども・子育て会議	◇第2期野木町子ども・子育て支援事業計画について
令和2年1月6日 ～2月5日	野木町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント	◇意見 0件
令和2年2月26日	第3回 野木町子ども・子育て会議	◇第2期野木町子ども・子育て支援事業計画（案）について ◇現野木町子ども・子育て支援事業計画に基づいた実施状況について

---

## 第2期野木町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行  
発行 野木町  
編集 野木町教育委員会こども教育課

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571  
TEL 0280-57-4162 (直通)  
町ホームページ <http://www.town.nogi.lg.jp/>

---





野木町マスコットキャラクター「のぎのん」